

第2期 川島町子ども・子育て支援事業計画

# 第2期 かわじま子育て応援プラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

川 島 町



## はじめに

わが国では、急速な少子化の進行や仕事と家庭の両立、子育ての孤立感と負担感の増加、児童虐待問題の深刻化など、その対策が喫緊の課題となっております。

こうした中で、国は、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て支援法を公布し、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を3つの柱とする「子ども・子育て支援新制度」を、平成27年4月に創設いたしました。



当町では、「第1期川島町子ども・子育て支援事業計画」をもとに、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供できるよう、様々な施策を計画的、総合的に推進してまいりました。

この度、国から示された策定指針に則り、第1期計画で取り組んでまいりました成果と課題を点検・評価したうえで、現在の子育て世代を取り巻く子育て環境を踏まえて、第2期の事業計画を策定いたしました。

第1期計画で掲げた、「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」の基本理念を継続し、家庭、地域、学校、関係機関そして企業等の皆様と連携しながら、活力あふれる川島町を築いてまいります。

本計画の円滑な推進に当りまして、町民の皆様には今後とも尚一層のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、計画の策定に際して、多くの町民の皆様にご協力いただきましたほか、「川島町子ども・子育て会議」の委員の皆様にご貴重なお提言をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

令和2年3月

川島町長 飯島 和夫



## <目次>

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	4
第1節 少子化などの現状.....	4
第2節 子育て家庭の状況.....	12
第3節 子どもの貧困の状況.....	15
第4節 子育て支援サービスの状況.....	17
第5節 ニーズ調査結果からみた子育て状況.....	19
第3章 かわじま子育て応援プラン（第1期）の実施状況.....	29
第4章 計画の基本理念と基本的な考え方.....	30
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	31
第3節 計画の体系.....	32
第5章 個別施策の展開.....	33
基本目標1 地域における子育ての支援.....	33
基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進.....	41
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	45
基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備.....	49
第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	53
第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方.....	53
第2節 子ども・子育て支援制度に基づく内容.....	54
第3節 計画の推進方策.....	55
第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容.....	66
第7章 計画の推進体制と進捗管理.....	68
第1節 取り組みの方針.....	68
第2節 計画の推進体制.....	68
第3節 計画の進捗管理と点検・評価.....	68

資料編.....	69
（1）川島町子ども・子育て会議条例.....	69
（2）川島町子ども・子育て会議委員名簿.....	71
（3）川島町子ども・子育て会議開催経過.....	72
（4）用語集.....	73

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

本町では、さまざまな地域と同様に、核家族化や個人の価値観・就労体系の変化・多様化が進んでおり、家族や地域のつながりは希薄化してきています。そのため、保護者にとって、身近な子育て支援が得にくい状況となっており、心身や経済的な負担が増加した結果、育児不安やストレスからくるマタニティブルーや産後うつ、児童虐待などの社会問題を生む原因となっていることが考えられています。

また、男女の役割や女性の就業に対する意識の変化、経済的な事業などにより、共働き家庭は増加を続けていることから、仕事と子育ての両立を支えるために、育児休暇制度の普及・啓発や、ニーズに合わせた教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

本町では、平成17年度からの「川島町次世代育成支援行動計画」、平成22年度からの後期計画につづき、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を根拠とする、平成27年度からの「川島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりました。

令和元年度において、「川島町子ども・子育て支援事業計画」は最終年度となっているため、今後より一層子育て支援を充実させるべく、これまでの町の取組を見直し、社会状況や住民の意識・現状の変化を反映した、後継計画である「第2期川島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）のうちの、子ども・子育て分野の各論を示す計画です。また、福祉分野の総合計画である「地域福祉計画」やその他福祉の個別計画、福祉以外の各分野の計画とも整合性を取り、策定されるものです。

また、本計画は平成27年3月に策定された「かわじま子育て応援プラン」の後継計画とします。

### 子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

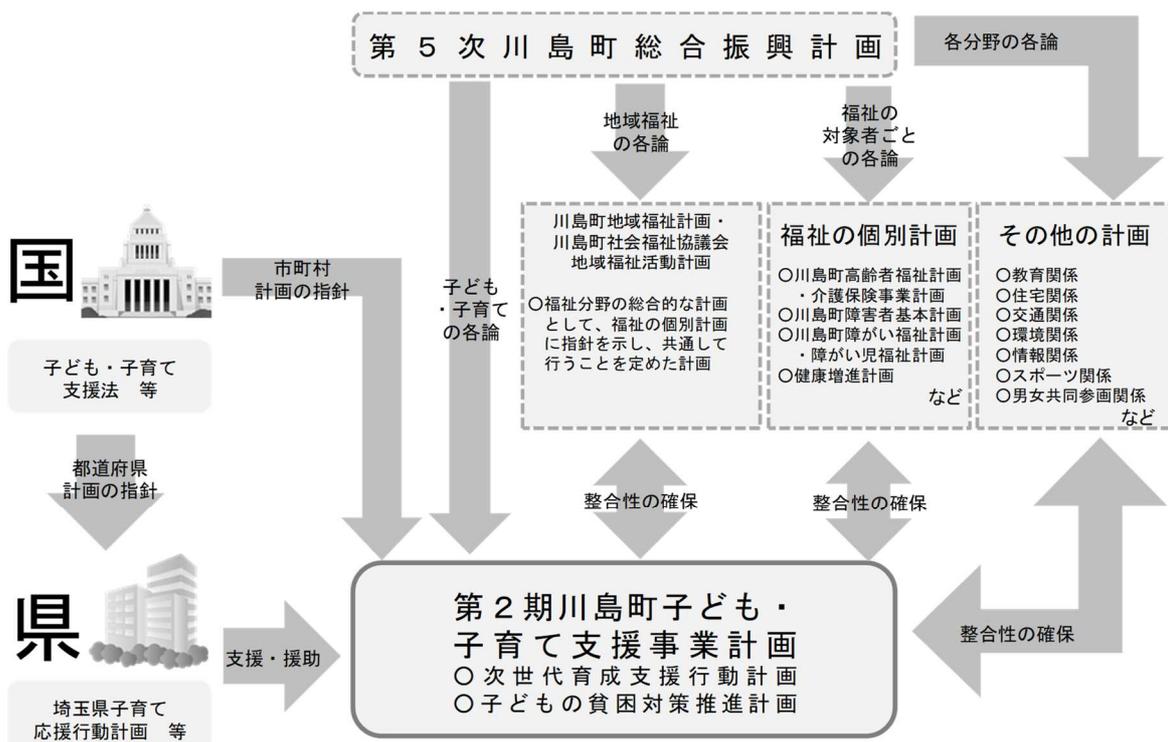
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



### 第3節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年4月）から令和6年度（2025年3月）までの5か年とします。また、計画期間中、法制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
子ども・子育て支援事業計画	計画 策定	川島町子ども・子育て支援事業計画										
						計画 策定	第2期川島町子ども・子育て支援事業計画					



## 第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

### 第1節 少子化などの現状

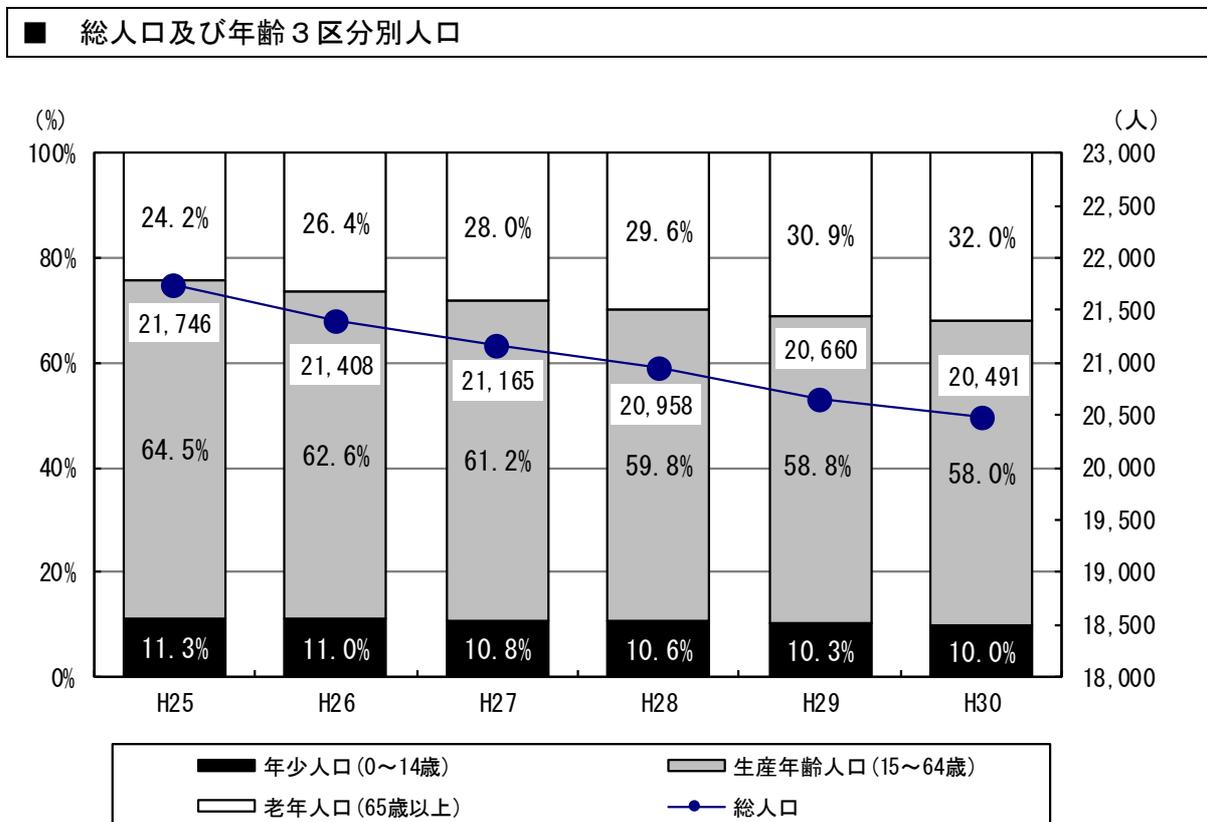
#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川島町における総人口は、ほぼ一定に減少しており、ここ5年間では1,255人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口構成では、年少人口が1.3%の減少、生産年齢人口が6.5%の減少、老年人口は7.8%の増加となっています。

年少人口が減少するなか、老年人口は増加しており、川島町においても確実に少子高齢化が進んでいることが伺えます。



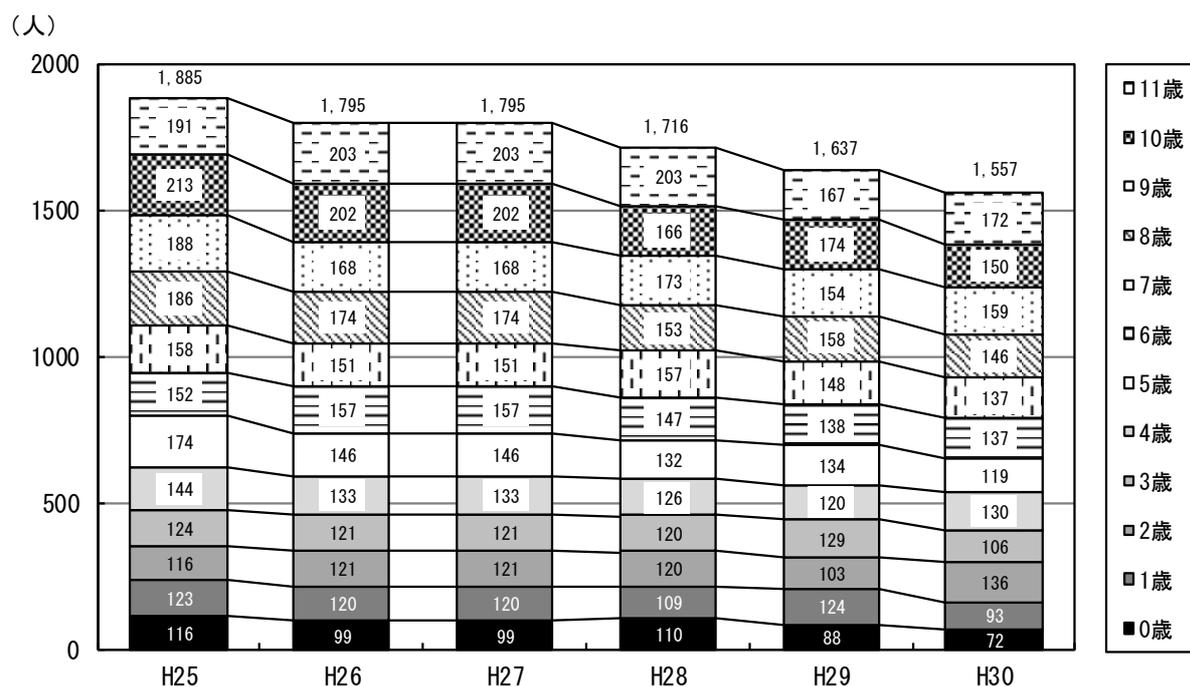
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ②児童人口（0歳～11歳）の推移

川島町の就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、減少傾向となっており、ここ5年間では、328人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、年齢が低いほど人口が特に少なく、平成30年は0歳、1歳ともに100人を割り込んでおり、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予測されます。

■ 児童人口の推移（川島町）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生の推移

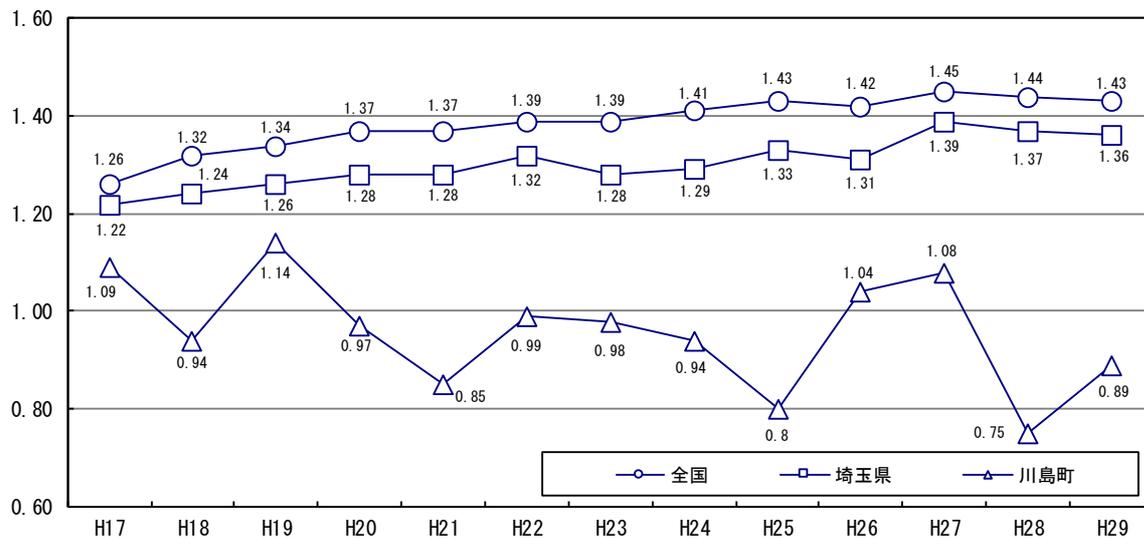
### ① 合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、近年では増減を繰り返しながら減少し、平成28年には0.75まで低下しましたが、平成29年には0.89とやや増加しています。

全国及び埼玉県と比較しても低く、依然として人口置換水準<sup>※2</sup>を大きく下回る状況が続いています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

#### ※1：合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

#### ※2：人口置換水準

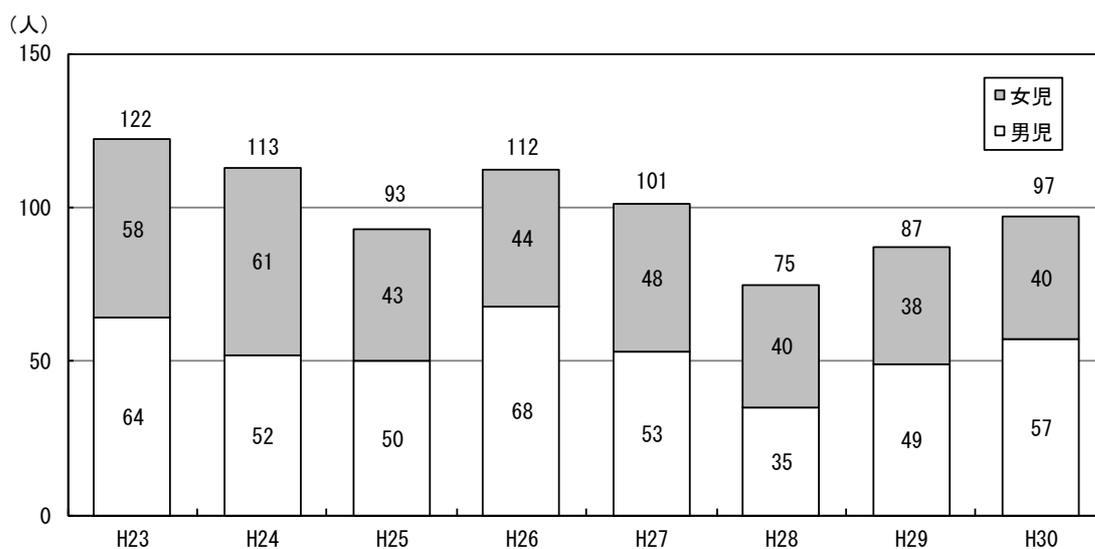
人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率。近年では2.07で推移している。

## ②出生数の推移

川島町における出生数は、増減を繰り返しており、平成 28 年では 75 人と、近年で最も少なくなりましたが、以降は増加傾向となり、平成 30 年では 97 人となっています。

しかし、平成 28 年以降は 100 人を割り込んでおり、出生数から見ても少子高齢化が顕著に表れていると言えます。

### ■ 出生数の推移



資料：埼玉県人口動態（各年 12 月末現在、埼玉県保健医療部保健医療政策課）



### (3) 婚姻の動向

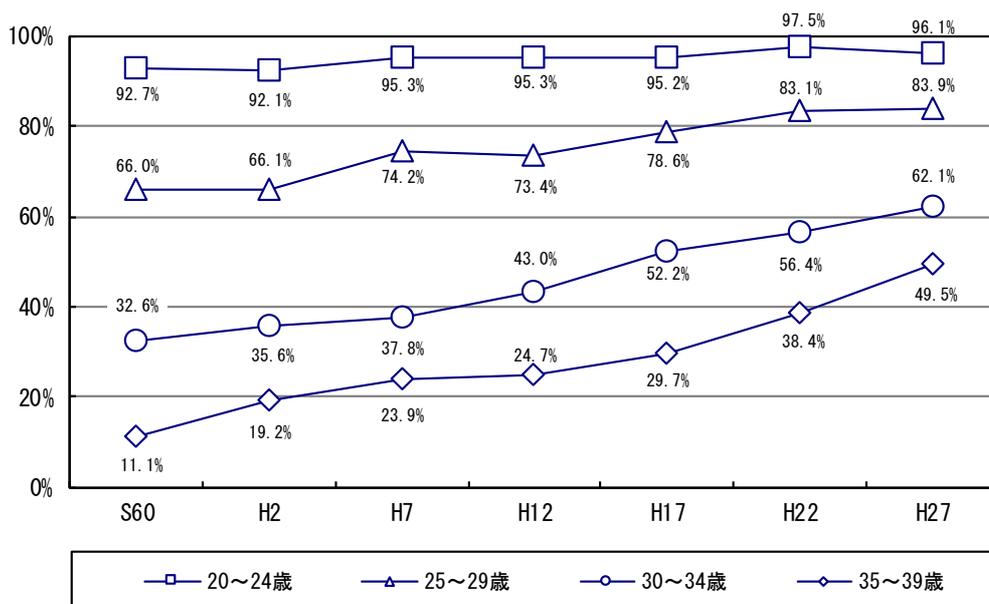
現在は、晩婚化が進んでおり、このまま結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

#### ①未婚率の状況

川島町における未婚率を男女別にみると、昭和60年から平成27年にかけて男性・女性ともにすべての年代で増加傾向となっています。このうち、35～39歳の男性は昭和60年から平成27年にかけて38.4ポイント、25～29歳の女性については、38.8ポイント、30～34歳については38.2ポイントの増加を表しています。

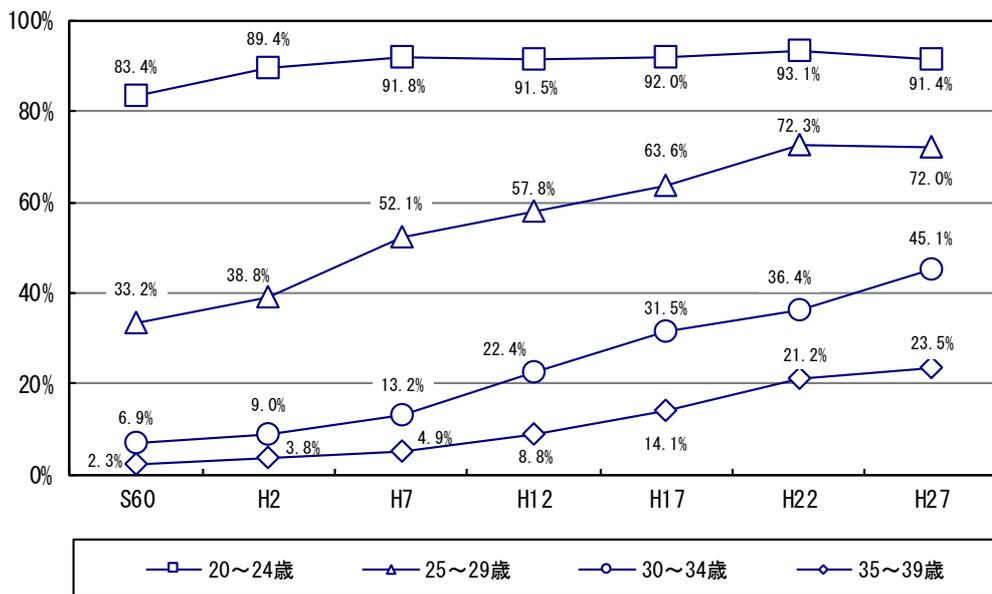
川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。

■ 未婚率（男性）の比較



資料：国勢調査（5年ごと）

■ 未婚率（女性）の比較



資料：国勢調査（5年ごと）

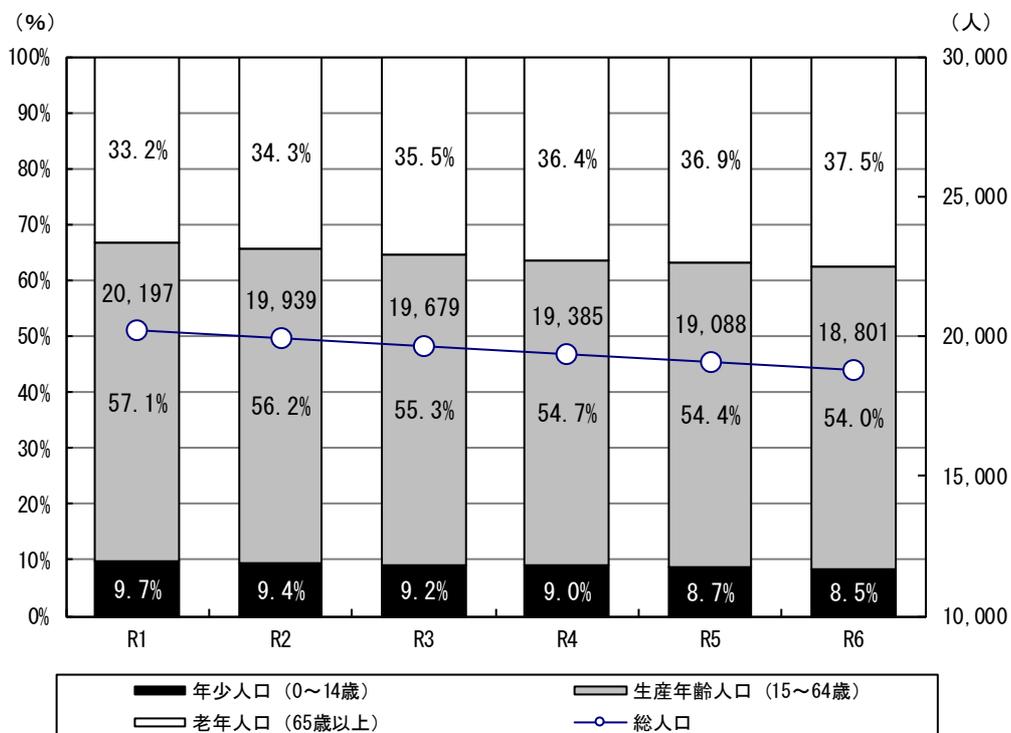
#### (4) 総人口・年少人口の将来予測

##### ① 総人口・人口構成の推移

川島町の人口推計によると、総人口は令和元年から令和6年にかけて1,396人減少することが予測されています。年齢3区分の人口構成では、年少人口が1.2%の減少、生産年齢人口が3.1%の減少、老年人口では4.3%の増加が見込まれています。

今後、川島町においては、少子化の影響による年少人口の減少、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が今後加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

■ 人口推計（総人口・年齢3区分）



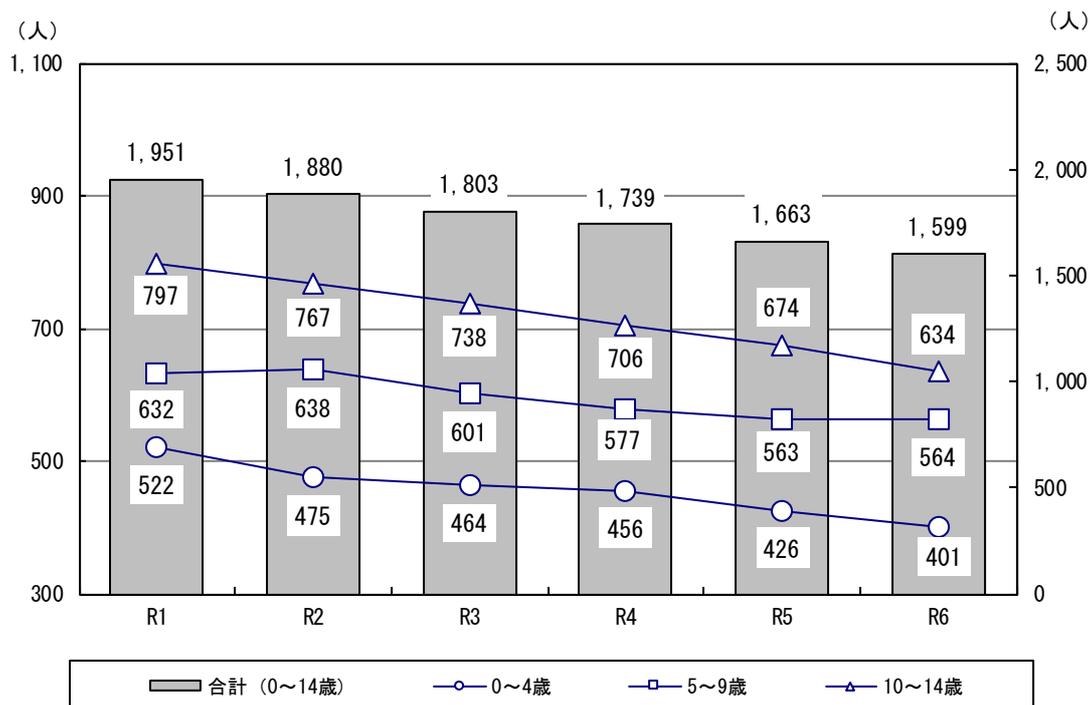
資料：住民基本台帳に基づく推計

## ②年少人口（0～14歳）の状況

人口推計によると、川島町の年少人口（0～14歳）は、令和元年から令和6年にかけて合計で352人減少することが予測されています。

年齢階級別にみると、すべての年齢階級で減少傾向を示しており、このうち10～14歳の減少が最も多く163人の減少が見込まれています。

■ 人口推計（年少人口（0～14歳））



資料：住民基本台帳に基づく推計

## 第2節 子育て家庭の状況

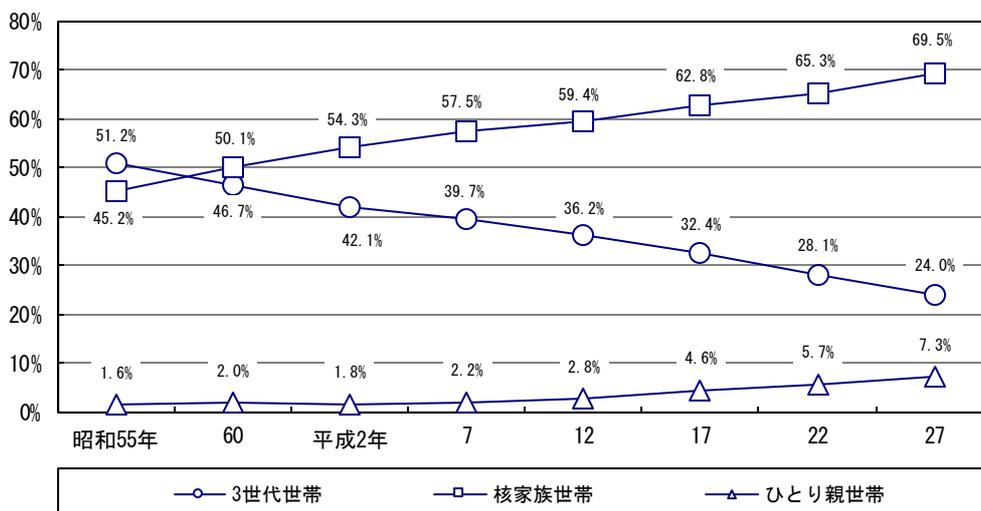
### (1) 18歳未満の児童がいる世帯の状況

川島町における18歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、増加傾向となっており、平成27年では69.5%となっています。一方、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、昭和55年に51.2%であったものが、平成27年には24.0%と大幅な減少となっています。

また、ひとり親世帯については微増傾向となっており、平成27年には7.3%となっています。

さらに、一般世帯のうち18歳未満児童がいる世帯の割合は、昭和55年には65.4%であったものが、平成27年では22.4%となっており、核家族化の進行及び18歳未満の児童のいる世帯が減少していることがわかります。

#### ■ 18歳未満の児童がいる世帯の推移



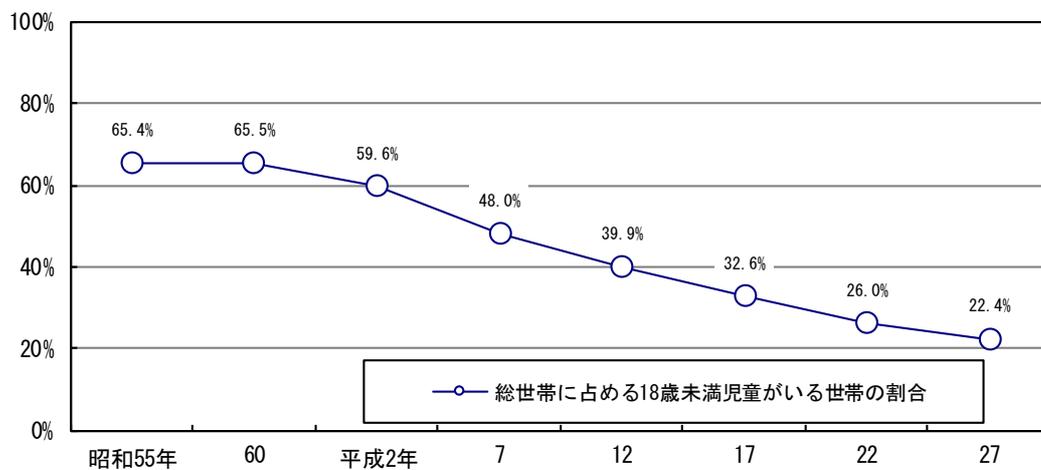
資料：国勢調査（5年ごと）

【参考：国、県との比較】

区分	国	県	川島町
3世代世帯	11.4%	8.4%	24.0%
核家族世帯	83.7%	87.5%	69.5%
ひとり親世帯	10.6%	8.8%	7.3%

※核家族はひとり親世帯を含みます。

■ 総世帯に占める 18 歳未満の児童がいる世帯の推移



資料：国勢調査（5年ごと）

【参考：国、県との比較】

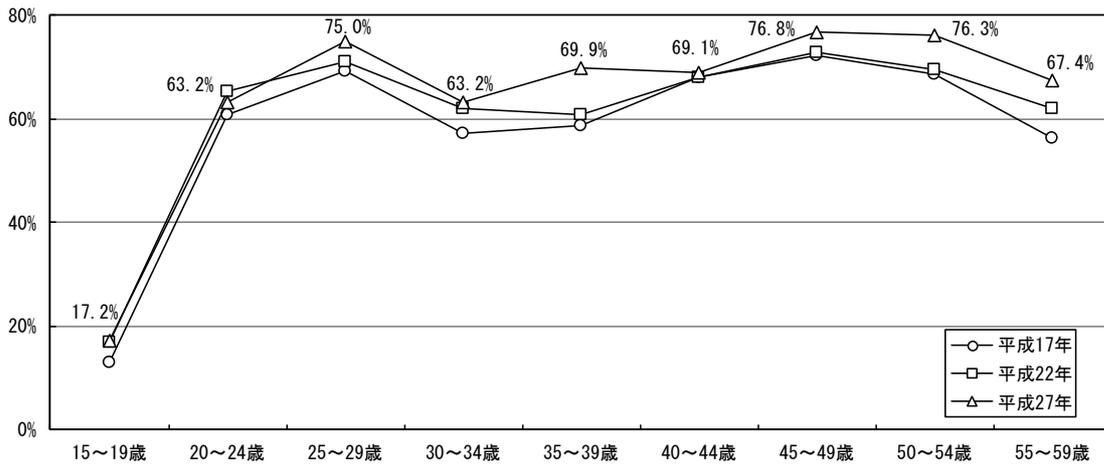
区 分	国	県	川島町
一般世帯に占める 18 歳未満児童がいる世帯の割合	21.5%	22.7%	22.4%



## (2) 女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20歳代半ばと50歳代前後という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

■ 女性の就業率の推移

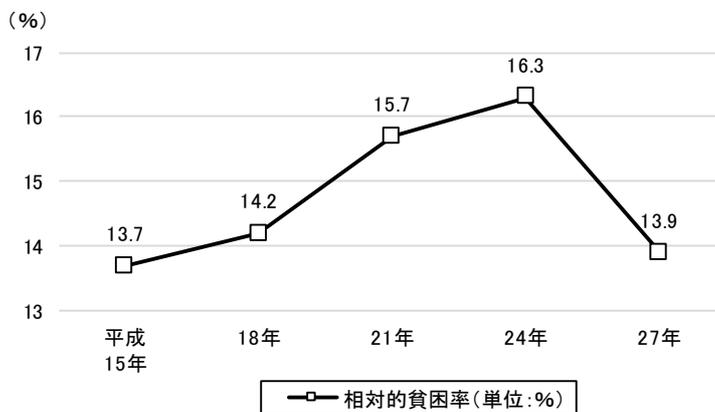


資料：国勢調査（5年ごと）

### 第3節 子どもの貧困の状況

#### (1) 子どもの相対的貧困率

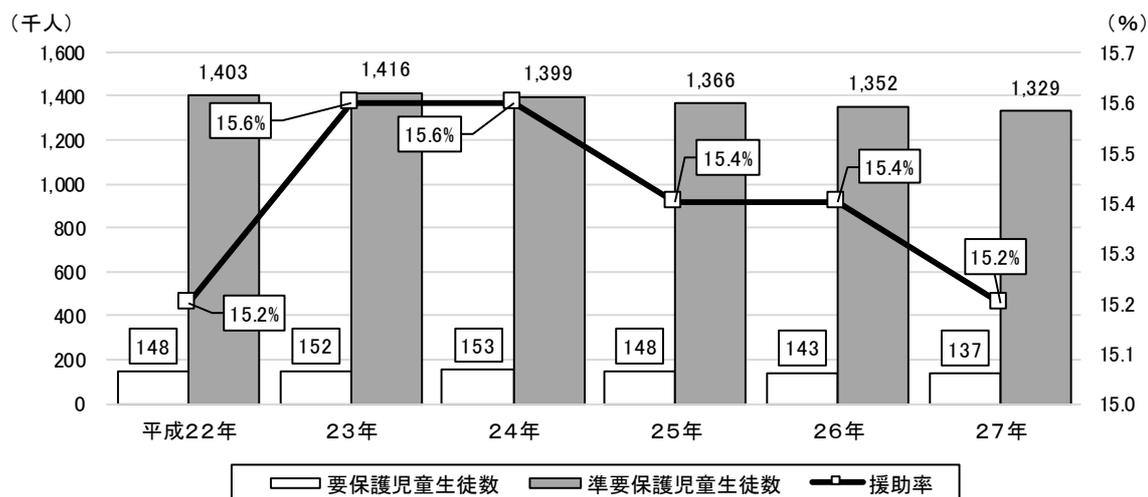
子どもの貧困率は、平成15年から24年までの間で2.6ポイント上昇していましたが、平成27年においては13.9%と2.4ポイント改善しました。



(出典：平成28年 国民生活基礎調査)

#### (2) 就学援助率の状況

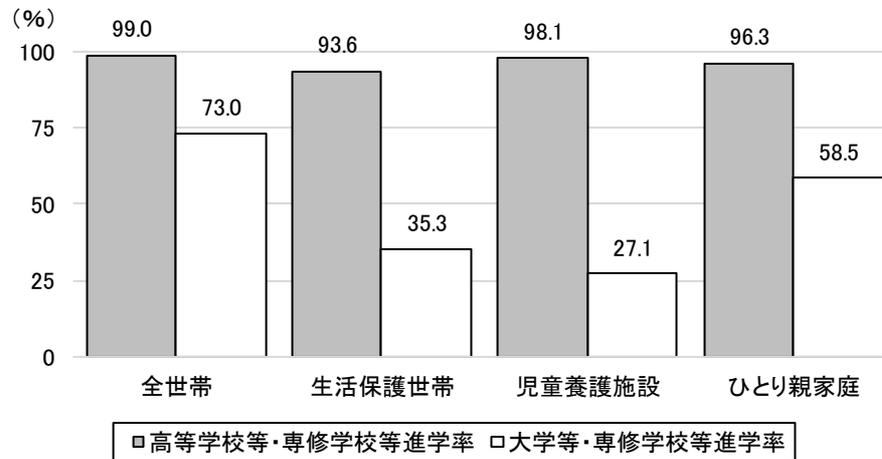
全国における経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている小・中学生は、平成23年をピークに減少をしていますが、全体（公立学校児童生徒数）に占める割合は15%台を推移しています。



(出典：就学援助実施状況等調査)

### (3) 進学率の状況

高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、一般世帯の子どもと比べて、低い水準となっています。



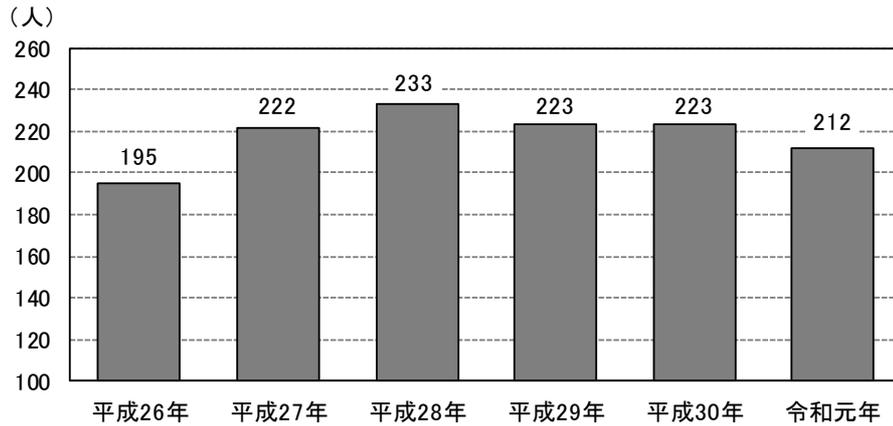
(出典：平成 29 年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況)

#### 第4節 子育て支援サービスの状況

##### (1) 認可保育園園児数の推移

町内の保育園は3園(事業所内保育を含む)で、変動を繰り返していますが、平成28年以降は減少傾向となっており、令和元年の児童数は212人で、近年最も多かった平成28年と比較すると21人減少しています。

■ 保育園利用者数

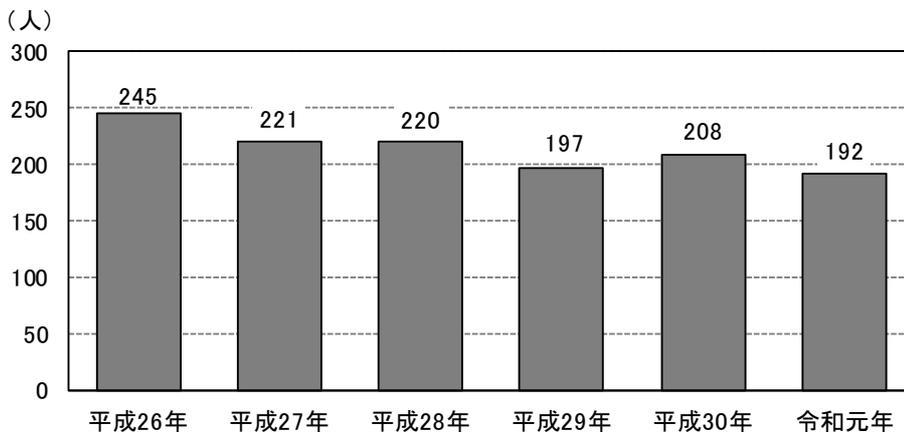


資料：川島町子育て支援課

##### (2) 幼稚園園児数の推移

町内の幼稚園は1園で、変動を繰り返し、減少傾向となっています。令和元年の児童数は192人で、平成26年と比較すると53人減少しています。

■ 幼稚園利用者数

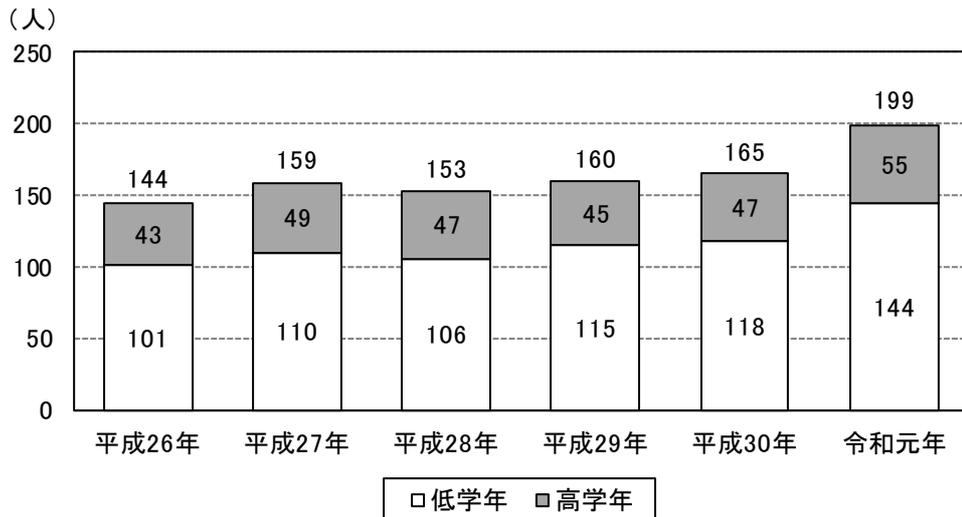


資料：川島町教育総務課

### (3) 放課後児童クラブ利用者数の推移

現在、町内には4つの学童クラブがあります。利用者は、平成26年以降大きな変化はありませんでしたが、令和元年の利用者は199名と平成30年に比べ34名の増加となっています。低学年の利用者が26人、高学年の利用者が8人の増加となっています。

■ 放課後児童クラブの利用者数



資料：川島町子育て支援課

## 第5節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

### (1) 調査概要

#### ①目的

子ども・子育て支援事業計画の策定に必要なデータの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズ状況の把握を行うため実施しました。

#### ②調査期間

令和元年7月5日(金)～令和元年7月17日(水)

#### ③調査の種類

就学前児童用調査(0～5歳)

就学児童用調査(小学1～5年生)

#### ④調査対象者

川島町在住の就学前児童世帯及び就学児童世帯に送付しました。なお、世帯に該当児童が複数いる場合には、「就学前」と「就学」で調査票が複数枚配布しないようにしました。(就学前児童同士の兄弟、就学児童同士の兄弟は1通づつ、就学前児童、就学児童がいる場合は各1通の配布としました)

#### ⑤調査票配付及び回収方法

川島町内の各施設(保育園、幼稚園、小学校)を利用している対象者については、利用先の施設で、配付・回収していただき、それ以外の対象者については、郵送で配付しました。

#### ⑥配付数及び回収数

(回収率は総配付数に対する割合)

種別	対象施設	配付数	回収数	回収率
就学前児童	さくら保育園	91件	64件	70.3%
	けやき保育園	64件	46件	71.2%
	とねがわ幼稚園	167件	150件	89.8%
	郵送	157件	63件	40.1%
	計	479件	323件	<b>67.4%</b>

種別	対象施設	配付数	回収数	回収率
就学後児童	中山小学校	191件	139件	72.8%
	伊草小学校	170件	148件	87.1%
	つばさ南小学校	81件	63件	77.8%
	つばさ北小学校	101件	90件	89.1%
	郵送	10件	3件	30.0%
計	553件	443件	<b>80.1%</b>	

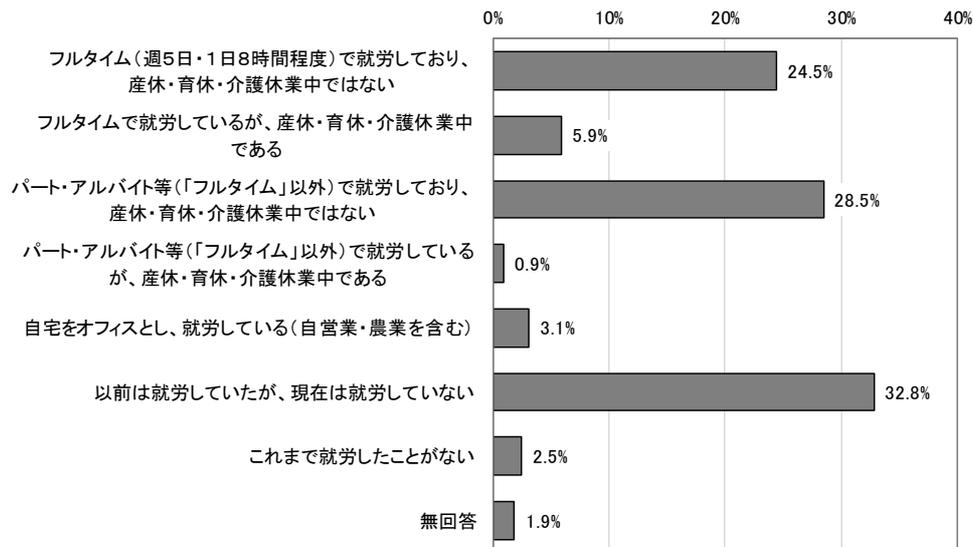
	総配付数	総回収数	回収率
合計	1,032件	766件	<b>74.2%</b>

## (2) 就学前児童調査結果抜粋

### ①保護者の就労状況

#### 【母親】

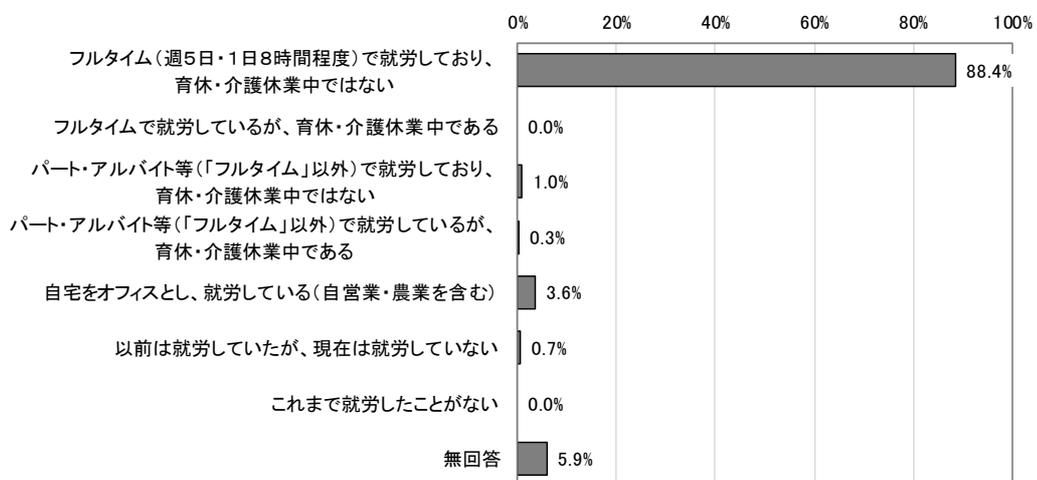
母親の現在の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.5%、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.5%となっています。



総回答数=323

#### 【父親】

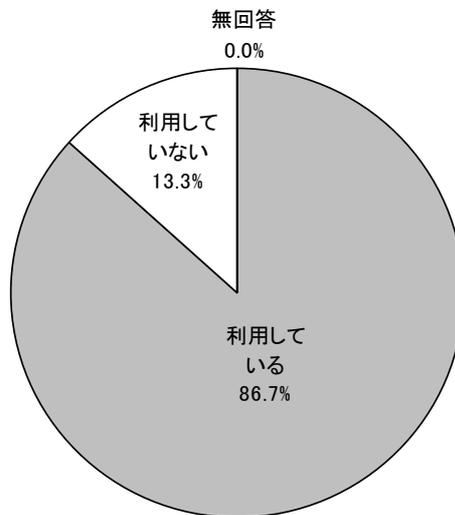
父親の現在の就労状況については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が88.4%と最も高く、次いで「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」が3.6%となっています。



総回答数=323

②現在、教育・保育を定期的にご利用している状況

幼稚園や保育園の利用については、「利用している」が86.7%、「利用していない」が13.3%となっています。



総回答数=323

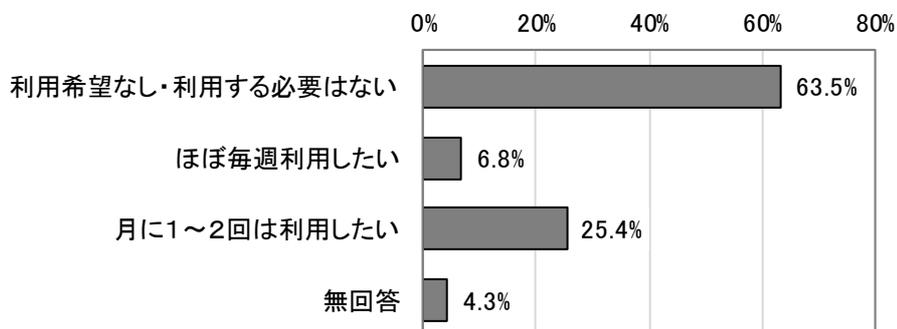
③土曜・休日・長期休暇の利用意向

【土曜日の利用意向】

土曜日の保育事業の利用については、「利用希望なし・利用する必要はない」が63.5%、「月に1～2回は利用したい」が25.4%、「ほぼ毎週利用したい」が6.8%となっています。

利用希望がある方の利用開始時刻は、「8時台」が38.5%と最も高く、次いで「9時台」が36.5%となっています。

利用希望がある方の利用終了時刻は、「16時台」、「18時台」がともに20.2%と最も高くなっています。



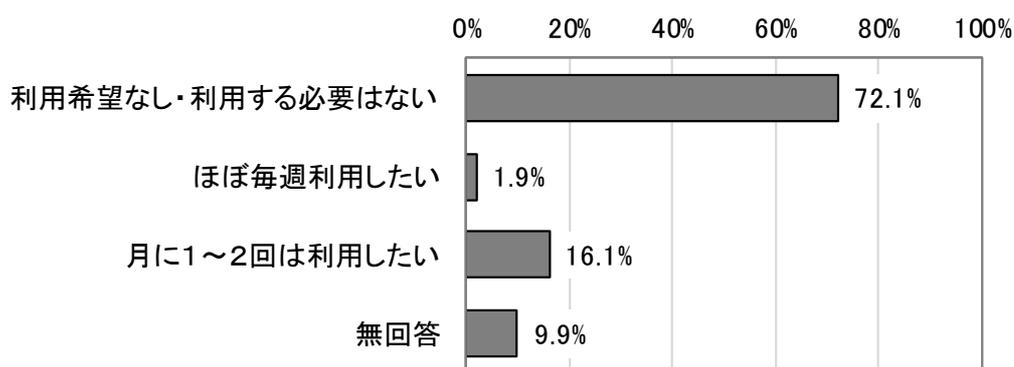
総回答数=323

### 【日曜・祝日の利用意向】

日曜・祝日の保育事業の利用については、「利用希望なし・利用する必要はない」が72.1%、「月に1～2回は利用したい」が16.1%、「ほぼ毎週利用したい」が1.9%となっています。

利用希望がある方の利用開始時刻は、「9時台」が37.9%と最も高く、次いで「8時台」が32.8%となっています。

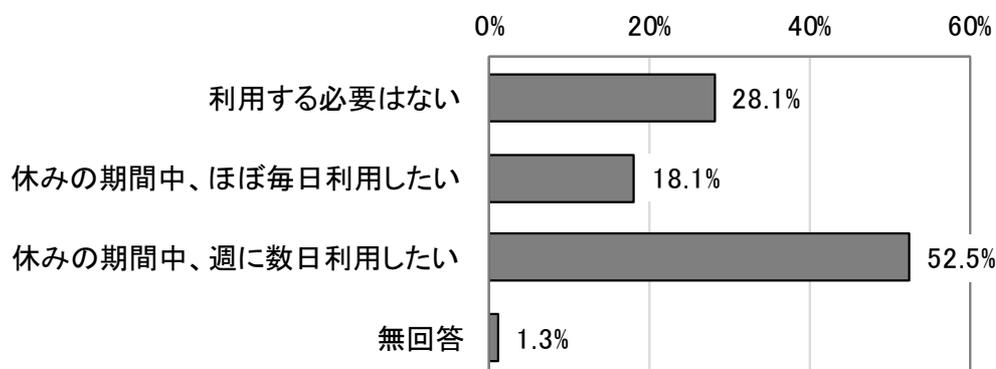
利用希望がある方の利用終了時刻は、「16時台」が22.4%と最も高く、次いで「15時台」、「17時台」、「18時台」がそれぞれ17.2%となっています。



総回答数=323

### 【長期休暇の利用意向（幼稚園利用者）】

長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が52.5%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が28.1%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が18.1%となっています。

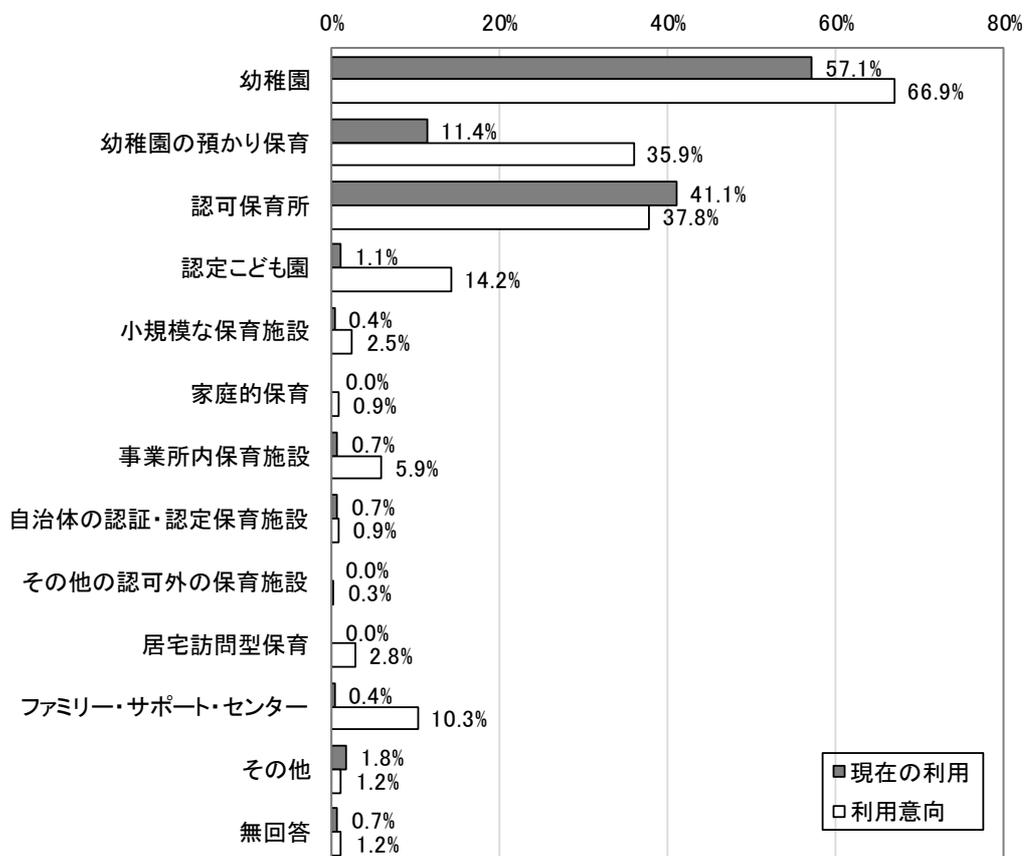


総回答数=160

④定期的に利用している事業

利用している事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が57.1%と最も高く、次いで「認可保育所（けやき保育園、さくら保育園）（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が41.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が11.4%となっています。

今後の利用意向は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が66.9%と最も高く、次いで「認可保育園（都道府県等の認可を受けた保育園）」が37.8%、「幼稚園の預かり保育（幼稚園の通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業）」が35.9%となっています。



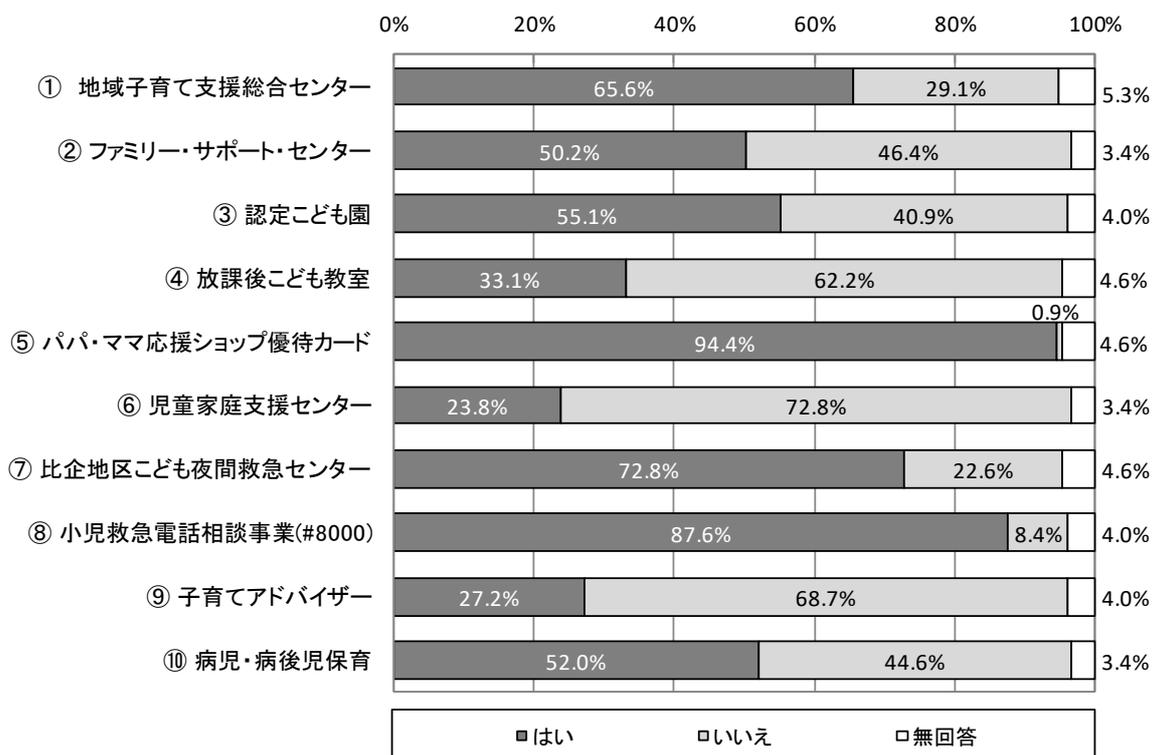
現在の利用=280

利用意向=323

⑤子育て支援サービスの認知度について

認知度の高い項目については、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が94.4%と最も高く、次いで「小児救急電話相談事業（#8000）」が87.6%となっています。

また、認知度の低い項目は、「児童家庭支援センター」の23.8%となっています。



総回答数=323

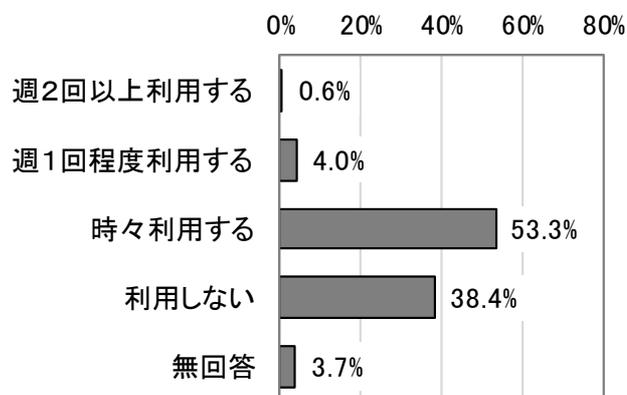


◎川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」について

【利用頻度】

「かわみんハウス」の利用頻度については、「時々利用する」が53.3%と最も高く、合わせて57.9%の人が利用しています。

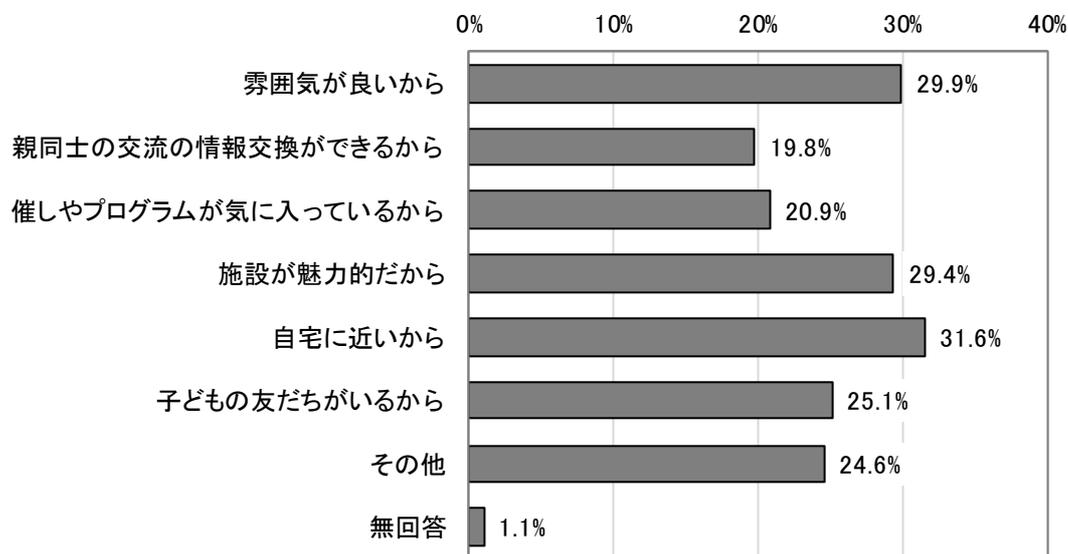
また、「利用していない」との回答は38.4%となっています。



総回答数=323

【利用している理由】

「かわみんハウス」を利用している理由については、「自宅に近いから」が31.6%と最も高く、次いで「雰囲気が良いから」が29.9%、「施設が魅力的だから」が29.4%となっています。



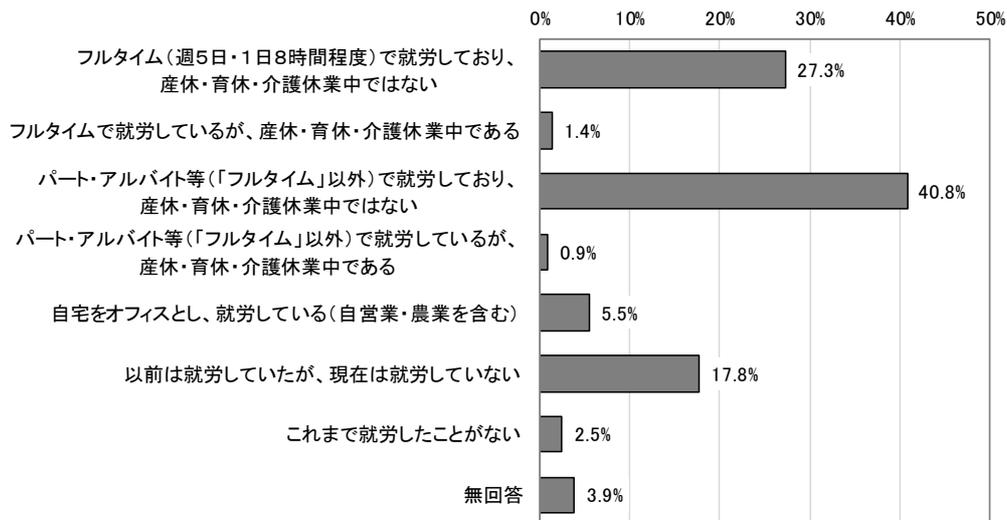
総回答数=187

### (3) 就学児童調査結果抜粋

#### ①保護者の就労状況

##### 【母親】

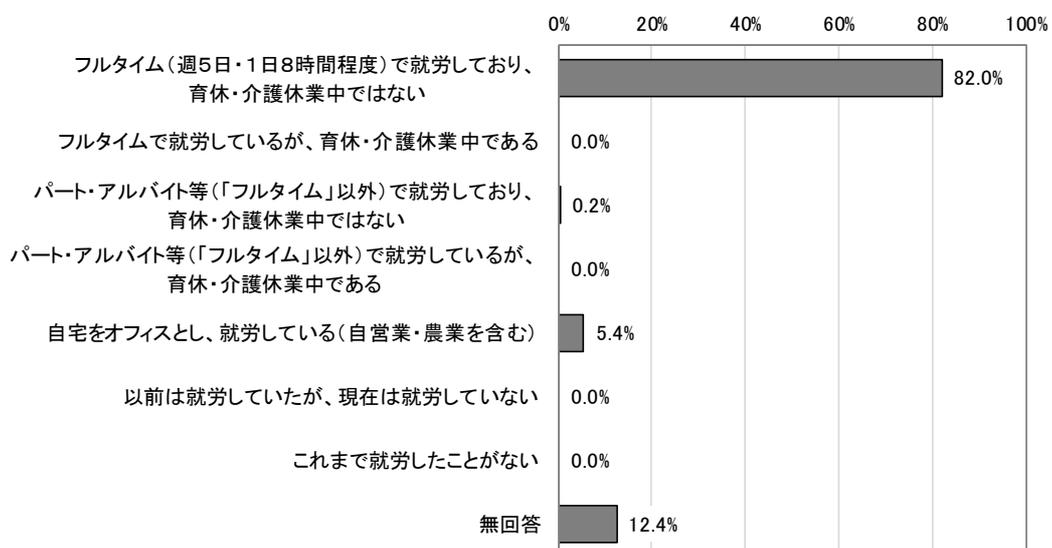
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.8%と最も高く、次いで「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.8%となっています。



総回答数=439

##### 【父親】

「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が82.0%と最も高く、次いで「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」が5.4%となっています。



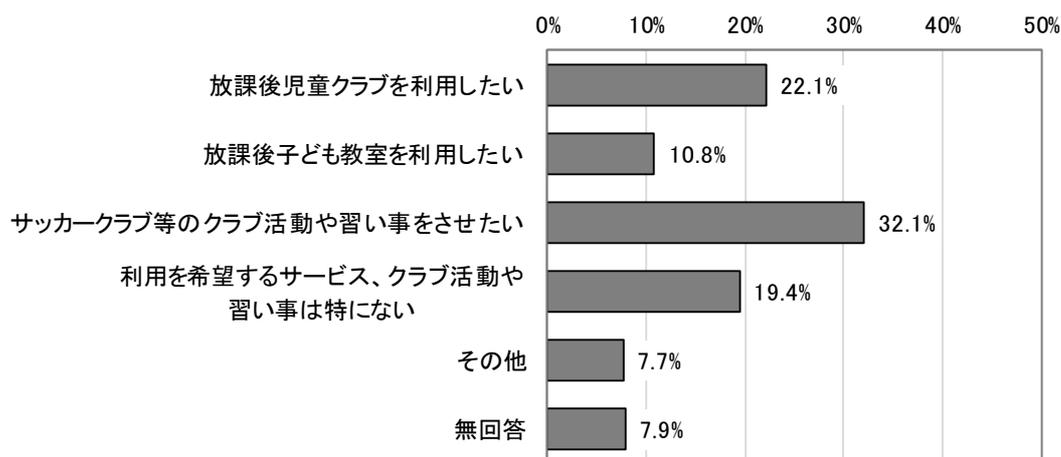
総回答数=411

## ②放課後の過ごし方

### 【今後の利用】

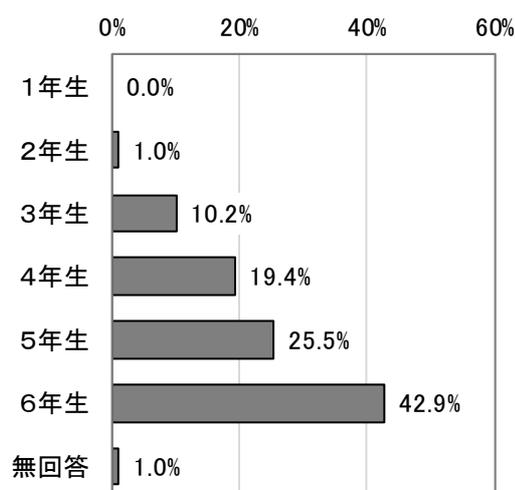
放課後の過ごし方については、「サッカークラブ等のクラブ活動や習い事をさせたい」が32.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブを利用したい」が22.1%、「利用を希望するサービス、クラブ活動や習い事は特にない」が19.4%となっています。

放課後児童クラブを利用したい方の利用希望学年は、「6年生」が42.9%と最も高くなっています。



総回答数=443

### 【放課後児童クラブを利用したい学年】



総回答数=443

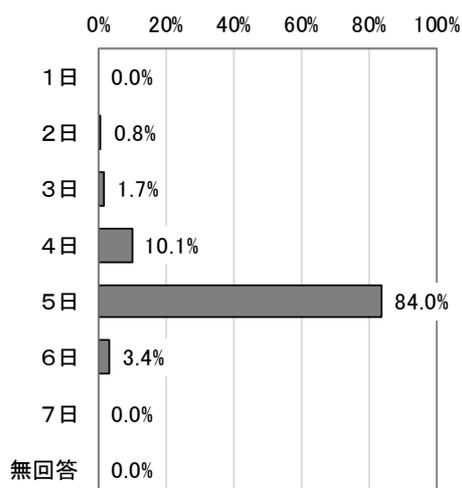
### ③放課後児童クラブの利用について

#### 【利用日数、土・日の利用意向】

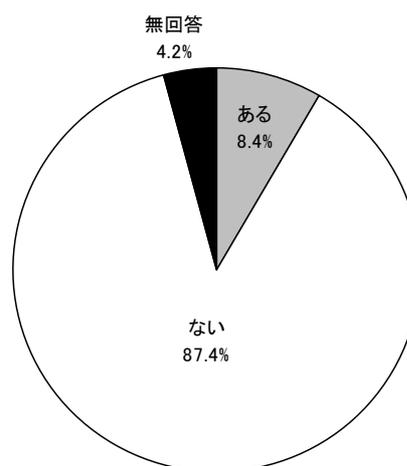
放課後児童クラブを利用している日数については、1週当たり、「5日」が84.0%と最も高く、次いで「4日」が10.1%となっています。

また、土曜日の利用については、「ない」が87.4%、「ある」が8.4%となっています。

【利用日数】



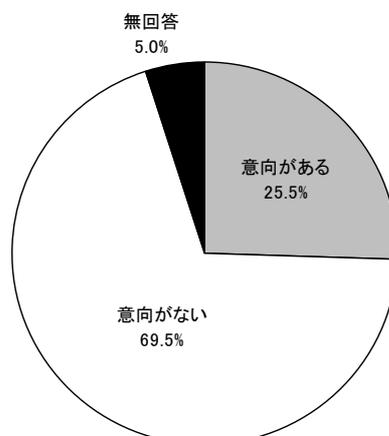
【土曜日の利用】



総回答数=119

### ④放課後子ども教室について

放課後子ども教室の利用意向については、「意向がない」が69.5%、「意向がある」が25.5%となっています。



総回答数=443

### 第3章 かわじま子育て応援プラン（第1期）の実施状況

平成27年3月に策定した「川島町子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

			第1期計画の数値		
事業名		単位	H30年度 実績値	H31年度 量の見込	H31年度 確保の方策
教育・保育事業	幼稚園・認定こども園 (1号及び2号認定、3～5歳児)	人	256	185	297
	保育園(所)など (2号認定、3～5歳)	人	146	135	148
	保育園(所)など (3号認定、0歳)	人	14	88	10
	保育園(所)など (3号認定、1、2歳)	人	66		90
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	か所	2	2	2
	地域子育て支援拠点事業	延人	9,311	2,444	5,000
	妊婦健康診査	人	144	88	88
	乳幼児家庭全戸訪問事業	人	89	88	88
	養育支援訪問事業	人	5	10	10
	子育て短期支援事業	延人	0	6	6
	ファミリーサポートセンター事業	延人	159	75	75
	一時預かり事業	延人	7,201	4,237	5,200
	時間外事業	人	33	31	31
	病児・病後児保育事業	延人	1	45	45
放課後児童健全育成事業	人	161	151	215	

※1 地域子育て支援拠点事業は、平成29年度より川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」が開館しています。

※2 病児・病後児保育事業は平成26年度より緊急サポート事業として実施しています。

## 第4章 計画の基本理念と基本的な考え方

### 第1節 基本理念

平成27年度に策定した川島町子ども子育て支援事業計画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

第2期計画となる本計画においても、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本町の子どもたちと子育てをする保護者を、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業所など地域のすべての方々の連携・協働により、安心して子育てできるまちづくりを進めていくために策定します。

これらのことから、計画の一貫性という意味からも、川島町子ども子育て支援事業計画（前期計画）の基本理念を継承し、

「子どもの未来を

地域で支えるまちづくり」

を本計画の基本理念とします。



## 第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

### 基本目標 1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていくなかで、「身近に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、町のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援を行います。

### 基本目標 2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親などの育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実が必要です。

母子について、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、近年の核家族化や都市化の進展による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する相談体制の充実を図ります。

### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの自主性及び豊かな心の育成や、健やかな身体の育成は、子どもが主体的にかかわる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

### 基本目標 4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

基本理念

基本目標と基本施策

個別施策

子どもの未来を地域で支えるまちづくり

具体的施策

基本目標 1 地域における子育ての支援

基本施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 児童虐待防止対策の充実
- (7) ひとり親家庭などの自立支援の推進
- (8) 障がい児施策の充実
- (9) 子どもの貧困対策の推進【新規事業】

基本目標 2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

基本施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子ども生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
- (3) 家庭と地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

基本施策

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
- (4) 安全な道路交通環境の整備
- (5) 安心して外出できる環境の整備
- (6) 安全・安心まちづくりの推進

## 第5章 個別施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。また、子育て情報や子育て支援サービスについて、総合的でわかりやすい情報提供を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭的保育事業	子育て支援課	家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業です。現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室の情報提供と町民が利用した家庭保育室に対し、委託費を支払います。 【事業例】 川島町家庭保育室要綱に基づき、委託した家庭保育室に対し運営費、傷害保険費用等を委託費として支払います。
特定保育事業	子育て支援課	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合など、保育園入所の対象にならない児童を、週2、3日間、午前中のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。現在は、保育園での一時預かり事業で対応します。 【事業例】 一時預かり事業で対応します。
相談及び情報提供体制の充実	子育て支援課 健康福祉課	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない総合相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、さまざまな悩み、相談に対応しています。また、町のホームページ上に「子育て応援かわじま」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図ります。 【事業例】 かわみん子育て応援ナビを令和2年度よりアプリサービスへ変更することで、待ち受け画面に直接表示することが可能となり、受け忘れ防止、受診促進を強化します。

## (2) 保育サービスの充実

保育所等による保育サービスの質の向上を図るため、事業実施の場と保育士等の確保に努め、保育所以外の多様な主体による支援サービスが提供されるような環境づくりを推進します。また、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正・適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法について検討します。

実施施策	所管課	概要・方向性
保育サービスの充実	子育て支援課	大きく4つの方向性を検討していきます。 ①通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。町内幼稚園の預かり保育や町外の家庭保育室などを活用していきます。②一時保育室などにより多様なニーズに対応します。認定こども園等の制度を川島町に導入できないか検討します。③保育の質の向上を図り、保育士の専門性を高めるよう努めます。④利用者が必要とする町内外の保育サービスの情報を提供します。障がい児については、健常児との統合保育を実施します。 【事業例】 発達支援等巡回訪問事業として、専門知識を有する者が、保育園を巡回し、保育士等に対して気になる子ども及びその保護者への支援手法について助言・指導を行います。また、ネイティブの英語講師により、園児が英語に触れあう機会を設けます。

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

育児ストレス発散の場の創出と、情報交換できる仲間づくり、気軽に相談できる環境づくりを進め、子育ての孤立化、育児不安の解消を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
子育て支援サービスのネットワークの形成	子育て支援課	子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。子育て支援センターにおいて、子育てサークル作りなどの助言・支援を行います。 【事業例】 「かわみんハウス」において、子育てサークル作りなどの助言・指導を実施します。



#### (4) 児童の健全育成

各家庭の状況や児童の要望に応じ、安全で安心な居場所の確保と、活動の質の充実を図りながら、活動の場の選択肢を増やし、子育ての支援を行います。また、地域との連携を取りながら、人生経験の豊かな高齢者の協力を得るなど、子どもたちの健全育成を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
児童の健全育成	子育て支援課 生涯学習課	地域において子どもが遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりとして、公民館開放等を進めます。また、地域における児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を行います。 <b>【事業例】</b> 要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見に取り組みます。
地域子ども教室	生涯学習課	地域全体で地域の子どもたちを育てていくという考えのもと、世代間交流や学年を越えた異年齢との活動の中で川島町の自然・文化・人の素晴らしさを、新たな視点で再発見し、心豊かに、たくましく、自信を持って生きることのできる子どもを育てることを目的として、年間12回程度のさまざまな体験活動を実施します。 <b>【事業例】</b> 学校や学童クラブ、または、特別な配慮が必要な子どもへの対応における福祉部局との連携体制を構築し、地域住民が中心になり、事業内容の検討等を共に行うことを通して、子どもたちの地域での居場所づくりを支援します。また、任意の分野の専門家を講師として招き、地域の中だけでは体験できないような本格的な学びを提供します。意欲のある子どもが、親の経済力に左右されずに、地域で確かな学び、体験ができる仕組みを構築します。
子育て支援における世代間交流	子育て支援課	子育て支援に高齢者などの参加を推進します。 <b>【事業例】</b> 保育園で講師を招いてお茶教室を実施します。
地域学校協働活動	生涯学習課	各小・中学校の体育館を開放し、利用者の体力向上や健康増進を促し、また、子ども同士の交流の場としても利用されるよう、学校と連携して支援します。また、旧小学校の校舎を活用して子どもと大人、及び子ども同士の交流の場、地域の教育の場となるよう取り組みます。 <b>【事業例】</b> 学校の体育館の開放を行うと共に、地域学校協働活動推進員による計画的な事業実施を図ります。

### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や町民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう普及啓発を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	子育て支援課 総務課	<p>ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。子育てを楽しみ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。</p> <p><b>【事業例】</b> 町事業の際に、託児支援事業「かわみんママ」を実施し、子育て世帯の参加を促進させるとともに、かわみんハウスにおいて「ママのリフレッシュタイム」を毎月実施します。 男女共同参画啓発物品の配布や男女共同参画講座を開催します。</p>
	農政産業課 総務課	<p>労働者、事業主、地域住民などの意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報、情報提供などの施策を、商工会と連携し実施します。子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。</p> <p><b>【事業例】</b> 多様な働き方支援のため合同就職面接会・合同就職説明会を実施します。なお、近隣市町村へチラシを送付し、周知を図ります。 仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともにいきいきと働き続けられる環境づくりを行っている企業として認定を行います。</p>
仕事と子育ての両立のための基盤整備	子育て支援課	<p>保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討し、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</p> <p><b>【事業例】</b> 病児・病後児保育利用料助成について、広報等で周知します。また、町内で病児・病後児保育を実施できる施設について確認・検討します。</p>

(6) 児童虐待防止対策の充実

発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・支援等に至るまで、関係機関・地域団体の幅広い参加による横断的な施策の取り組みを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
関係機関との連携	子育て支援課 健康福祉課 教育総務課	<p>児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応するため、福祉・保健・医療・児童相談所・教育・警察などの関係機関との連携を図り、子どもが安心して育ていける環境を整備します。児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知するとともに、虐待を受けた子どもが一刻も早く回復できるような体制を整備します。また、要保護児童対策地域協議会を定期的開催し、関係機関と情報を共有し連携を密に図ります。</p> <p><b>【事業例】</b> 要保護児童対策地域協議会の開催や実務者会議の開催を増やし、虐待の早期発見、早期対応に努めます。リスクのある家庭等を把握した場合には、迅速な情報共有を進め、随時連携を図ります。 毎月の報告を行い、また、少しでも気になる児童・生徒については、学校内で確認のうえ、関係機関との情報共有を図ります。</p>
発生予防、早期発見、早期対応	子育て支援課 健康福祉課	<p>保育園・幼稚園・学校等と連携し、虐待発見時の的確な対応ができる体制を整えるとともに、早急に児童相談所へ通報をします。子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む保護者が孤立しないよう支援します。乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談や訪問などの支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し、適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。</p> <p><b>【事業例】</b> 子育て支援課や子育て支援総合センター「かわみんハウス」に相談窓口を設置し、参加者の声掛けを常に行い、家庭の様子や子どもの気になることなど、相談しやすい環境を構築します。 妊娠中から支援を行い、新生児訪問事業の全数実施や未受診児の状況把握、相談や訪問などの支援を行います。</p>

### (7) ひとり親家庭などの自立支援の推進

関係機関との連携を図りながら、経済的自立を支援するために、職業訓練、就労促進のための情報提供、さらに親子の精神的負担の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
ひとり親家庭などの自立支援の推進	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。 <b>【事業例】</b> 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉貸付金の案内・相談を実施します。また、保育園への優先入園や保育料の一部減免や放課後児童クラブ事業における一部補助を実施します。

## (8) 障がい児施策の充実

「ノーマライゼーション」※1の理念のもとに、障がいのある子どもたちに対する理解を促進し、健やかな成長のために、社会全体で障がい児やその家庭の生活を支援し、温かく見守る環境づくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
障がい児教育の充実	教育総務課	<p>障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童・生徒と活動とともにする交流教育の充実を図ります。また、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。さらにLD（学習障害）や、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。</p> <p><b>【事業例】</b> 町内に住む特別支援学級に通う児童・生徒が地元の小中学校へ定期的に通う支援籍学習を実施します。また、川島ひばりが丘特別支援学校との交流教室を実施します。</p>
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	健康福祉課	<p>保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や、支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。障がいを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。</p> <p><b>【事業例】</b> 発達相談、発達支援教室の実施や町内保育園及び幼稚園の訪問・情報共有を行います。</p>

※1 ノーマライゼーション：本来は「正常化」、「日常化」を意味する言葉で、障がい者や高齢者など全ての人が、社会の一員として同等であり、当たり前な生活が送れるようにすること。

### (9) 子どもの貧困対策の推進【新規事業】

子どもの育つ力を育み、子どもたちが将来に希望が持てるよう、子どもの成長や家庭状況に応じた支援を図るとともに、子どもの貧困に関する調査・把握に努め、有効な施策の充実に役立てていきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
生活困窮者の総合相談	健康福祉課	貧困等について、町窓口へ相談に来た人に対し、県が設置した相談窓口の支援員に連絡し、家庭訪問または役場での面接により相談を行います。 【事業例】 支援員による家庭訪問や面接を実施します。
ひとり親家庭などの自立支援の推進【再掲】	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。 【事業例】 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉貸付金の案内・相談を実施します。また、保育園への優先入園や保育料の一部減免や放課後児童クラブ事業における一部補助を実施します。

## 基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

人材を確保し、専門職（保健師、助産師、栄養士、心理士等）による個々に応じたきめ細かい相談・指導体制を強化し、受診率の向上と各事業のさらなる内容の充実を図り、育児不安の解消と母子の健康の確保に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児健康診査、新生児訪問などの充実	健康福祉課	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために、新生児訪問などの充実を図ります。また、相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、スキルアップ研修などに参加し、専門職の質の向上を図ります。</p> <p><b>【事業例】</b> スキルアップ研修等に参加し、専門職員の質の向上により、相談対応・スクリーニング※1制度向上を図ります。</p>
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	健康福祉課	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために、小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。</p> <p><b>【事業例】</b> 小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実により、乳幼児健診・相談指導体制を強化します。</p>
出産・育児などに関する教育・相談の充実	健康福祉課	<p>安心して子どもを産み育てるために「マタニティ学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、母子健康手帳交付時に、母体の状況などの聴取、把握に努め、相談や訪問など、適切な支援を行います。</p> <p><b>【事業例】</b> 「マタニティ学級」「乳幼児相談」「子育てサロン さくらんぼ」の実施、相談・訪問などの支援を行います。</p>
妊娠期からの継続した支援体制の整備	健康福祉課	<p>母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談などを行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実を図ります。</p> <p><b>【事業例】</b> 支援が必要な妊婦の早期発見・早期対応が可能となるよう、母子健康手帳交付時における妊婦の状況把握に努めます。</p>

※1 スクリーニング：「審査」「選考」「ふるい分け」といった意味で用いられる表現。特定の条件等などに照らして、複数の対象の中から条件に合う対象を選別する、という動作を指す。

実施施策	所管課	概要・方向性
子育て支援医療費の支給	子育て支援課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。支給の対象年齢は、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担分を支給します。また、川島町と隣接する市町村の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施します。 【事業例】 子育て支援医療費の支給について、川島町と隣接する市町村の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施します。

## (2)「食育」の推進

発達段階に応じた講座等を開催し、相談・指導を充実させるとともに、体験活動を通して食の大切さについての理解を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児の食育の推進	健康福祉課	乳幼児健康診査で栄養士による指導を行うとともに適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識・関心を高めます。また食事に関する悩みや不安などに対して相談に乗りながら、望ましい食習慣の定着を図ります。 【事業例】 乳幼児健診時に離乳食指導、栄養ミニ講座等を実施し、食事に関する悩みや不安の解消に努めます。
児童生徒の食育の推進	教育総務課	食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者など家族全体へもアプローチし、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。 【事業例】 食育のさらなる推進を目的に給食センター栄養士が各校で好き嫌いをなくすような指導を実施し、試食会や給食だよりを利用して、保護者に対し、食習慣の重要性についての啓発活動を実施します。

実施施策	所管課	概要・方向性
「食育」の推進	農政産業課 子育て支援課 教育総務課	<p>児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。朝食を食べない子どもの割合を減少させます。保護者に対しては、給食試食会や給食だよりなどを通じて、食に対する意識の啓発を図ります。さらに、町内産や県産の農産物を学校給食に多く取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めるとともに、食材の使い切りメニューの提供を実施しています。保育園では、平和事業の一環として、戦時中の食事（すいとん）を提供します。</p> <p><b>【事業例】</b>  米粉料理教室については、町内外者を参加可能にし、より多くの方が参加できるよう実施します。  保育園給食については、郷土料理具汁の提供を年1回実施するとともに、郷土料理すったてや町の特産物イチジクやイチゴの提供を行います。  食育のさらなる推進を目的に給食センター栄養士が各校で好き嫌いをなくすような指導を実施します。また、試食会や給食だよりを利用して、保護者に対し、食習慣の重要性についての啓発活動を行ないます。</p>

### (3) 思春期保健対策の充実

学校での「こころ」に関する指導を充実させるとともに、児童生徒が気軽に相談できる体制の整備、保護者等への意識啓発に努めます。また、保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、喫煙や薬物防止に関する教育を充実し、生徒の健康増進に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	健康福祉課 教育総務課	<p>町保健師と中学校が情報交換を図るなど、連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。養護教諭やさわやか相談員を中心に、友人関係やこころの悩みなどの相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。</p> <p><b>【事業例】</b>  要保護児童対策地域協議会において、町保健師と中学校とで連携・情報共有を図り、家族も含めたフォロー・相談体制が取れるよう、体制を整えます。  スクールソーシャルワーカーによる学校訪問を行います。また、さわやか相談員、スクーリング・サポートセンター相談員との連携を強化します。</p>

実施施策	所管課	概要・方向性
喫煙や薬物に関する教育	子育て支援課 教育総務課	<p>青少年育成推進員協議会により、町内のコンビニエンスストアやドラッグストアを中心に、非行防止パトロールを実施しています。中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。</p> <p><b>【事業例】</b> 町の青少年関係団体を集め、年間の青少年健全育成推進方針を定める青少年問題協議会や青少年健全育成連絡会議を開催します。 青少年の非行活動防止のために非行防止パトロールを実施します。 薬物乱用防止教室を行うとともに、関係機関と連携し、時代に合わせた教育を実施します。</p>

#### (4) 小児医療の充実

地域の医療機関や、救急医療体制に関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、夜間、休日等の救急時に安心して受診できる環境づくりの充実に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
小児医療の充実	健康福祉課	<p>比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院とした、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い、救急医療体制の整備に取り組みます。</p> <p><b>【事業例】</b> 小児初期救急医療事業を実施します。</p>
乳幼児の事故防止等の啓発	健康福祉課	<p>日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法などの啓発普及として、母子健康手帳交付時に事故防止と応急手当記載のガイドブック配布や埼玉県の救急電話相談#7119・小児救急相談#8000などの情報提供に努めます。</p> <p><b>【事業例】</b> ガイドブックの配布や救急相談窓口の周知を実施します。</p>

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、広報等による啓発を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
次代の親の育成	子育て支援課 生涯学習課	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する広報、啓発を関係機関と連携して推進します。 【事業例】 かわみんハウスで父子を対象とした事業を実施します。 就学時検診時に、新入学児童の保護者を対象とした親の学習を実施します。

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

教職員が協力・連携し、学力の向上と豊かな心の育成、健やかな心身の育成をめざしながら、よりよく生きるために必要な資質・能力の育成に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
確かな学力の向上	教育総務課	「全国学力学習状況調査」及び「埼玉県学力・学習状況調査」に参加し、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と学校経営の改善に取り組みます。また、「読む・書く」、「計算」といった基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせます。児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進します。 【事業例】 全ての学習の基本である国語力の向上を目的に、令和元年度から小学生向けに実施した日本語検定及び英検の検定料補助を行います。また、英検については3級の検定も可能にし、更なる学習意欲の向上を図ります。
豊かな心の育成	教育総務課 生涯学習課	各学校において、道徳教育に関する指導体制を確立するとともに、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、児童・生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。いじめ防止に向け、児童生徒の人権感覚を育成するための指導内容・指導方法の改善や指導者の養成をします。親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取組を推進します。 【事業例】 各学校で道徳教育推進教師や道徳主任を中心に指導体制の更なる充実を目的に、全教職員を対象とした研修を計画し、実施します。 親の学習を実施します。

実施施策	所管課	概要・方向性
健やかな体の育成	教育総務課 生涯学習課	<p>学校と家庭、地域が連携して、児童・生徒の体力向上を推進します。中学校の運動部活動の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用します。子どもがさまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。</p> <p><b>【事業例】</b> 体力向上推進委員会を通年で実施します。また、新体力テストの結果を検証し、県平均を下回っている種目を重点的に強化します。 総合型地域スポーツクラブと連携し、生涯スポーツの推進を図ります。</p>
信頼される学校づくり	教育総務課	<p>教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置・処遇・研修などに適切に結びつけます。学校評価制度の推進を実施します。</p> <p><b>【事業例】</b> 教職員の資質・能力の向上を目指し、人事評価研修会を繰り返し実施します。また、学校評価制度を活用し、工夫・改善を行います。</p>
学習環境の整備・充実	教育総務課	<p>小・中学校施設の老朽化や耐震化に対して計画的な維持管理を行います。授業内容の変化への対応や事務の効率化などのため、学校のICT環境を整備します。経済的に困窮している家庭に対し就学援助制度や育英資金制度により、児童・生徒の修学を支援します。</p> <p><b>【事業例】</b> 施設の長寿命化も踏まえ、計画的な改修、修繕計画を策定します。また、育英資金貸付、金融機関との提携による教育ローン借入者の利子の一部を助成、就学援助費の支給により、児童・生徒の修学を支援します。</p>
幼児教育の充実	教育総務課 子育て支援課	<p>子どもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園などと小学校との円滑な移行を推進します。</p> <p><b>【事業例】</b> 園児の情報交換の場を意図的に設定します。また、小学校教諭が園に出向き、情報共有を図ることで、円滑な移行を行います。 入学への期待や意欲を高め、5・6年生のリーダー性を育てるため、幼保小交流会を実施します。</p>

実施施策	所管課	概要・方向性
適正な学校規模・小中一貫教育の推進	教育総務課	「川島町立小学校規模適正化計画」に基づき、小学校と中学校との連携・交流・研究を行います。さらには、小中学校の9年間を見通した中で、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上を図ること目的に、小中一貫教育を推進します。 【事業例】 小中一貫教育推進協議会を中心に、先進地視察や協議を重ね、今後の方向性を明確化していきます。

### (3) 家庭と地域の教育力の向上

子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭教育への支援の充実	生涯学習課	子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。 【事業例】 小学校4校、とねがわ幼稚園で親の学習を実施します。
地域の教育力の向上	教育総務課 生涯学習課	地域学校協働活動を実施して、子どもの体験活動、学習活動に地域の大人が関わる機会を増やすことで、地域の教育力を高めます。 【事業例】 学校応援団を含め、地域の方との協議を重ね、支援の充実を図ります。
地域スポーツ環境の整備	生涯学習課	生涯スポーツを推進するため、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として小・中学校の体育館をスポーツ団体に開放しています。また、地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、地域内でスポーツを行うきっかけづくりに努めます。 【事業例】 利用団体、学校と意見交換を行いつつ、施設の有効活用に努めます。また、総合型地域スポーツクラブを支援し、地域におけるスポーツ活動の活性化を図ります。

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちを取り巻いている有害な環境への対策・対応を進めます。特に、インターネットの適正利用や有害図書等に対する適正な対応を促進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育総務課	<p>警察、学校、PTAなど、関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。特に情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルについて指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。</p> <p><b>【事業例】</b> 携帯電話事業者等による研修を行います。また、関係機関と連携し、時代に合わせた研修を実施します。</p>
	子育て支援課 教育総務課	<p>携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るため、フィルタリングの普及推進を図ります。子どもが有害情報に巻き込まれないように、地域・学校・家庭で情報モラル教育を推進します。</p> <p><b>【事業例】</b> SNSなどの使用におけるトラブル等に対する注意、対策等を喚起します。 携帯電話事業者等による研修を行います。また、関係機関と連携し、時代に合わせた研修を実施します。</p>



## 基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

各季節の交通安全運動など、各種啓発活動の充実を図り、町民一人ひとりの安全意識を高めます。また、子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
交通安全教育の推進	町民生活課	春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通事故防止運動期間中や、町・学校の行事等の機会を捉えて、町交通安全母の会連合会により、保育園児・幼稚園児・小学生を対象として、啓発用品の配布等を行い、交通事故防止の啓発に努めます。 【事業例】 街頭キャンペーンや親子交通安全教室など特定の方々にしか行き届かない啓発事業の見直しを図り、より多くの幼児・児童への啓発ができるよう活動を行います。
	教育総務課	警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による登校指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、速やかに改善を図ります。子どもを交通事故から守るため、警察・県・町・学校・地域・保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。 【事業例】 学校が行う安全教室等に地域の方にも積極的に参加してもらえよう実施します。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	町民生活課 子育て支援課	チャイルドシート着用の向上推進のための啓発用品の配布等を行い、正しい使用方法の徹底を図ります。 【事業例】 保育園と幼稚園を通じて、啓発品等を配布し、チャイルドシート装着率の向上を図ります。 子育て支援センター来館者へチャイルドシートの正しい使用法について周知します。
自転車の安全利用の推進	教育総務課	小・中学校において自転車安全利用指導員を中心に自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。また、自転車賠償責任保険への加入を促進します。 【事業例】 生徒・保護者の安全・安心を考慮し、自転車通学をしている全中学生の保険料の全額を負担します。また、自転車安全利用指導員による指導を行います。

## (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

住民、地域組織、警察などの関係機関が連携し、子どもの安全を確保する地域防犯体制を強化します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止	まち整備課 子育て支援課	公園施設などにおける外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し、犯罪の未然防止に努めます。児童遊園地へ防犯カメラを設置するための補助金を交付します。 【事業例】 都市公園については、垣根及び雑草等の刈込みや伐採等定期的実施するよう努めます。 児童遊園地等への防犯カメラ設置に関する補助を実施し、犯罪の未然防止に努めます。
防犯灯の整備の推進	町民生活課	安心して暮らせる地域社会を目指し、夜間の犯罪を防止するため、地域住民からの要望を鑑み、防犯灯の設置を推進します。 【事業例】 防犯灯設置要綱に基づき、区長からの申請に加えて、土地開発に係る防犯灯の設置を積極的に推進します。
こども 110 番の家協力者連絡会	総務課	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。また、地域安全防犯大会への参加や研修などを行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 【事業例】 こども 110 番の家協力者連絡会会員の登録を促すため、活動内容や会員募集を発信します。また、小学校での児童との顔合わせ、一斉下校の実施、110 番の日あいさつ運動、わがまち防犯隊フォローアップセミナーへの参加等を実施します。
見守り活動の推進	総務課	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子どもたちの安全や犯罪被害に遭わないように努めます。 【事業例】 自主防犯活動団体へ埼玉県出前講座の実施を促進し、各地域での見守り活動を実施します。

### (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所や警察等専門機関と連携を図り、被害に遭った子どものケアを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
被害に遭った子どものケアの推進	子育て支援課 教育総務課	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。 【事業例】 埼玉県中央児童相談所市町村支援員の派遣を受ける等関係機関と連携して対応します。 スクールソーシャルワーカーによる学校訪問を行うとともに、さわやか相談員、スクーリング・サポートセンター相談員との連携を強化します。

### (4) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる道路交通環境の整備を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
安全な道路交通環境の整備	まち整備課	実施計画に基づき、歩行者などが安全で安心して通行できる歩道整備などを計画的に進めます。 【事業例】 安全施設の設置や歩道整備を進めます。

### (5) 安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすいまちづくりに努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化	子育て支援課 まち整備課 政策推進課 健康福祉課	公共施設などの整備におけるバリアフリーなどについては「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。 【事業例】 多くの方に使いやすい施設整備、改修を意識し計画的に進めます。 公園の外灯を順次 LED 化にします。また、都市公園内において、改修時にバリアフリー化の実施を検討します。
子育てにやさしいトイレなどの整備	子育て支援課 生涯学習課 まち整備課	既存の公共施設の改修などにより、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりとした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレなどの整備を進めます。 【事業例】 赤ちゃんの駅利用者にアンケートを実施し、ニーズにあった赤ちゃんの駅を整備するよう努めます。 町民体育館のトイレ改修を計画します。

### (6) 安全・安心まちづくりの推進

子どもや親子などが犯罪等の被害に遭わないよう、公園や駐車場などの公共空間について犯罪防止に配慮したまちづくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修	まち整備課	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。 【事業例】 平成の森公園周辺の観光ゾーン化に向けて、開発したコンセプトを基に平成の森公園整備の基本構想・基本計画をまとめ、整備計画を作成し、バリアフリーの観点から整備を進めます。

## 第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

### 第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業などの提供区域は、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- ①既存の施設は広域の受け入れをしており、区域を超えた施設利用があること。
- ②居住地区ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができる。
- ③住民にとってわかりやすい区域設定であること。



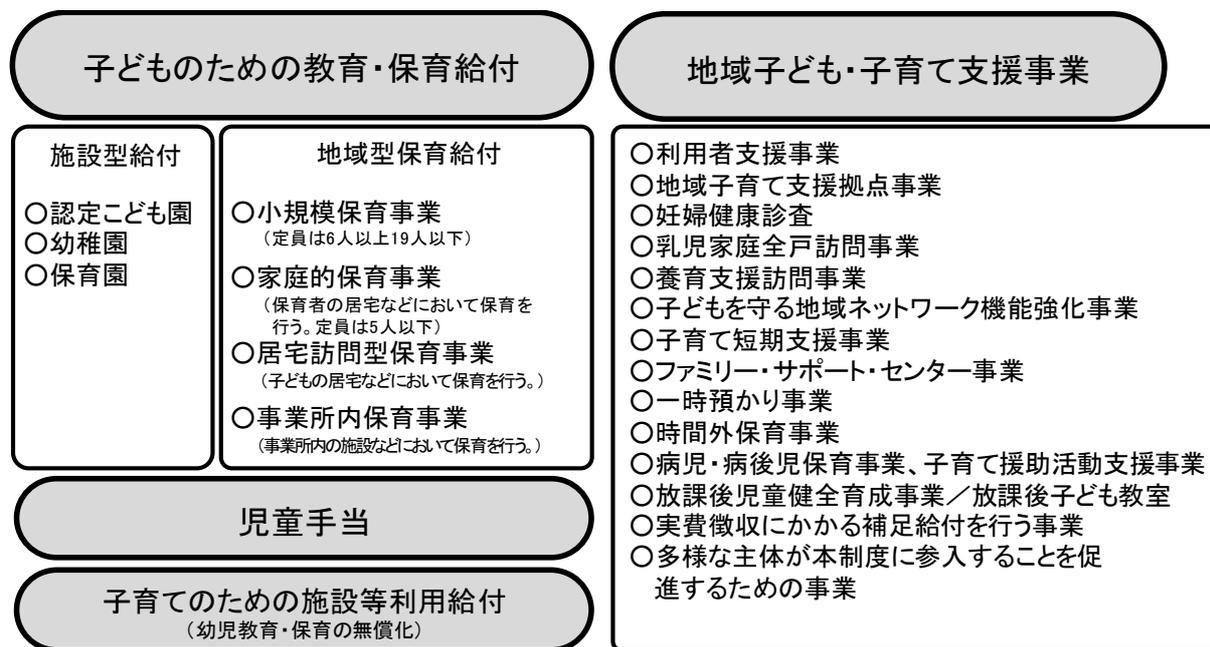
## 第2節 子ども・子育て支援制度に基づく内容

### (1) 各事業の全体像

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

### ■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



### ■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育園		●	●
	地域型保育事業			●

### 第3節 計画の推進方策

本章では、国により目標値（量の見込み・確保方策）の策定が義務付けられている事業について、下記のとおり記載しています。

この目標値は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するために行ったニーズ調査の結果や、過去の実績から算出しています。

本町では、本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度の5年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

#### ■各事業の目標値の見方

（例）

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		207	187	191	190	178
② 確 保 方 策	幼稚園・認定こども園	280	280	280	280	280
	町外施設（町内在住）	25	25	25	25	25
②－①		98	118	114	115	127

#### ○提供区域

目標値の設定に使用する区域（範囲）。本町では、町全体を1圏域として設定しています。

#### ○単位

目標値に使用する単位。実人数か延べ人数については、量の見込みと確保方策でそれぞれ記載しています。

#### ○量の見込み

町民の推計利用希望量（需要量）です。

#### ○確保方策

量の見込みが叶えられるよう、町が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）です。

### (1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育園、認定こども園などの教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供するとともに、今後、町立保育園の民営化について検討します。

#### ①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

満3歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		207	187	191	190	178
②確保方策	幼稚園・認定こども園	280	280	280	280	280
	町外施設（町内在住）	25	25	25	25	25
②－①		98	118	114	115	127

#### 【確保の内容】

(単位：園)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立とねがわ幼稚園の定員 280 人及び町外施設を利用している 25 人を見込んでいます。

②保育園（所）など（2号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、2号認定（3～5歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		117	105	107	107	100
②確保 方策	保育園・認定こども園	145	145	145	145	145
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	7	7	7	7	7
②-①		35	47	45	45	52

【確保の内容】

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園	0	0	0	0	0
保育園（所）	145	145	145	145	145
合計	145	145	145	145	145

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。



### ③保育園（所）など（3号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、3号認定（0～2歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		0歳	1、2歳								
①量の見込み		14	99	14	99	14	99	14	99	14	99
②確保方策	保育園・認定こども園	12	88	12	88	12	88	12	88	12	88
	地域型保育事業	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
	町外施設（町内在住）	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 【確保の内容】

（単位：人）

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	0歳	1～2歳								
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園（所）	12	88	12	88	12	88	12	88	12	88
地域型保育事業	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
町外施設（町内在住）	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7
合計	14	99	14	99	14	99	14	99	14	99

### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。また、地域型事業所として町内企業の事業所内保育所の利用を見込みます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

### ①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

(単位：か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援課及び子育て支援センターとします。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談窓口がどこかわからないという回答が多くあったため、今後は、PR活動をし、利用者支援事業として展開していきます。

### ②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

(単位：人、か所)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)		10,000	9,550	9,120	8,710	8,318
確保方策	(年間延べ人数)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(か所)	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、年間延べ10,000人の利用は、川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で対応します。

### ③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している妊婦健康診査事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

### ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児に関することなど、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している乳児家庭全戸訪問事業で、対象者すべてへの対応が可能です。



### ⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している母子保健事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

### ⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### (その他要保護児童などの支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

(単位：回)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(代表者会議)	1	1	1	1	1
確保方策(代表者会議)	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の具体的内容】

児童相談所をはじめとして、医療機関、警察等との連携、協力体制の強化を図ります。庁内においては、子育て支援課をはじめ関係各課が情報共有、連携を強化するとともに、支援を充実していきます。

なお、代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、また、ケースごとに随時会議を開催していきます。

#### ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など、身体・精神・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	0	0	0	0	0
確保方策(年間延べ人数)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の具体的内容】

年間の利用見込みがないため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

#### ⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望するサポーター（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	160	160	160	160	160
確保方策(年間延べ人数)	160	160	160	160	160

#### 【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

### ⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (年間延べ人数)	幼稚園在園児	7,000	6,685	6,384	6,097	5,823
	それ以外※	1,000	955	912	871	832
確保方策(年間延べ人数)		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、現在、定員に余裕があることから対応可能です。

### ⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	47	43	41	40	38
確保方策(年間実人数)	47	43	41	40	38

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

**⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）**

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育及び、保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	43	41	39	38	37
確保方策(年間延べ人数)	200	200	200	200	200

**【確保方策の具体的内容】**

平成26年度より実施している緊急サポート事業で対応します。

**⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域子供教室の整備（小学生）**

**【事業概要】**

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

地域子ども教室は、心豊かでたくましい子どもを地域で育てることや、安心して活動できる子どもの居場所づくりを目的として実施している事業で、各地域のコーディネーターを中心に多くのボランティアの協力により、各地域の特性を生かした教室を開いています。

**【町の現状】**

放課後児童健全育成事業は、町内の全町立小学校（4小学校）に開設しており、令和元年11月分の利用人数は、184人です。なお、入所を希望する1年生から6年生までのすべての児童について、受け入れを行っており、待機児童は生じていません。

地域子ども教室は、町内の地区に6つの教室（中山っ子くらぶ・伊草っ子くらぶ・三保谷っ子くらぶ・出丸たんけんクラブ・ハツ保っ子くらぶ・小見野っ子くらぶ）があり、月1回程度、さまざまな体験活動を実施しています。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	180	180	180	180	180
確保方策(年間実人数)	220	220	220	220	220

## 【確保方策の具体的内容】

### 《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、すべての利用者に対応できるように、引き続き事業を実施します。なお、各放課後児童クラブの施設の整備等を実施し、利用希望に対応できる体制を整えます。

また、現在国が進めている女性が活躍できる社会の実現に向けた政策なども考慮し、すべてのクラブが19時まで開所できるように引き続き支援を行います。

### 《地域子ども教室》

- ①定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。
- ②「地域子ども教室ボランティア養成研修会」を開催し、地域コーディネーターやボランティア等の必要な人材の確保及び地域での事業の周知に努めます。
- ③各学校に地域子ども教室の窓口になっていただき、参加募集について協力を得るよう努めます。また、校内に広報誌等を配付するなど、積極的にPR活動を実施します。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または運営を促進するための事業です。

## 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育園の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者を選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正などにより、地域の子どもを幼稚園、保育園に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

### (2) 幼稚園教諭と保育士との合同研修などに対する支援

幼稚園及び保育園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流などを推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言などの支援を行っていきます。

### (3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

#### ① 町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下などによる家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

#### ② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

#### ③ すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

#### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者などと連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとしします。

#### (5) 幼稚園及び保育園と小学校などとの連携推進方策

##### ①幼稚園及び保育園から小学校への円滑な接続

幼児期は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

幼稚園及び保育園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観などの実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとしします。

##### ②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭となる場合も多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

そのため、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとしします。



## 第7章 計画の推進体制と進捗管理

### 第1節 取り組みの方針

本計画は、川島町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### 第2節 計画の推進体制

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者などから構成される「川島町子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。計画の進捗状況は、毎年度の計画実施状況の把握と点検・評価を行います。

また、「川島町子ども・子育て会議」は本計画の策定及び見直しについて審議します。

### 第3節 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「川島町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

## 資料編

### (1) 川島町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第33号

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

#### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例(昭和38年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(60) 川島町子ども・子育て会議委員

別表第1に次のように加える。

60	川島町子ども・子育て会議委員	日額	6,000
----	----------------	----	-------

(川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例の一部改正)

3 川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例(平成24年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第38号から第59号まで」を「第38号から第60号まで」に、「38の項から59の項まで」を「38の項から60の項まで」に改める。

(2) 川島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	分野	機関・団体	氏名	委員区分	役職
1	学識経験者	聖学院大学教授	中谷 茂一	1号	会長
2	学識経験者	元児童相談所所長	高倉 富美子	1号	副会長
3	関係団体	主任児童委員	山口 三葉子 遠山 昌代	2号	
4	子育て支援事業従事者	保育園	杉浦 浩美	3号	
5	子育て支援事業従事者	教育委員会	石川 勉	3号	
6	子育て支援事業従事者	とねがわ幼稚園	笛木 哲	3号	
7	学校関係	校長会(中学校)	池田 孝司	3号	
8	保健関係	保健師	石川 まり子	3号	
9	子育て支援事業従事者	放課後児童クラブ	鈴木 義宏	3号	
10	保護者	保護者	廣江 喜美江	4号	
11	公募	保護者	丸山 律子	5号	
12	公募	保護者	笛木 正司	5号	
13	公募	保護者	高柳 香菜	5号	

※委員区分について

- 1号委員：学識経験のある者
- 2号委員：関係団体の推薦を受けた者
- 3号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 4号委員：子どもの保護者
- 5号委員：公募による町民
- 6号委員：その他町長が必要と認める者

(3) 川島町子ども・子育て会議開催経過

開催日等		会議内容
第1回	令和元年6月18日(火)	(1) 子ども・子育て会議について (2) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画策定について (3) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施について (4) その他
第2回	令和元年9月27日(金)	(1) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 川島町子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策について (3) その他
第3回	令和元年11月6日(水)	(1) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画について【計画原案】 (2) その他
第4回	令和2年2月28日(金)	(1) 町民コメントの実施について (2) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画の承認について (3) 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画概要版について (4) その他
第5回	令和2年3月9日(月)	(1) 第1期川島町子ども・子育て支援事業計画進捗管理について (2) その他

(4) 用語集

用語	解説
1号認定	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定	満3歳以上で施設などでの保育を必要とする児童。
3号認定	満3歳未満で施設などでの保育を必要とする児童。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間(両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2ヶ月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。)子の養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設などで預かる事業。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率。近年では2.07で推移している。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応型強化事業)、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。

用語	解説
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
トワイライトステイ	保護者が仕事などの理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合、児童養護施設などで保護し生活指導や食事の提供をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立などの為、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童などに関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

用語	解説
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査などで把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

---

第2期川島町子ども・子育て支援事業計画

## 第2期かわじま子育て応援プラン

令和2年3月



発行 川島町

編集 川島町子育て支援課

住所 〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

TEL 049-297-1811 (代表)

049-299-1765 (直通)

URL <http://www.town.kawajima.saitama.jp>

---



